

平成 24 年 2 月 27 日(月) 現在

第 2 期八幡浜市障害者計画
第 3 期八幡浜市障害福祉計画
(平成 24 年度～平成 26 年度)
(素案)



八幡浜市
平成 24 年 2 月

－ も く じ －

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1項 計画策定の背景等.....	1
第2項 計画の位置づけ.....	3
第3項 計画期間.....	4
第4項 計画策定体制.....	4
第2章 計画の基本理念等.....	7
第1項 計画の基本理念.....	7
第2項 計画の基本方針.....	7
第3章 八幡浜市の現状.....	9
第1項 市の概要.....	9
第2項 人口及び世帯.....	10
第3項 本市を取り巻く課題（まちづくり全体への課題）.....	12
第4項 障害者の状況.....	13
第5項 障害福祉サービス等サービスの利用状況.....	17
第6項 アンケート調査結果.....	21
第4章 計画推進に向けて.....	33
第1項 計画の推進体制.....	33
第2項 計画の点検・評価.....	33
第3項 相談支援体制の強化へ.....	33
第4項 計画の体系.....	34
第5章 施策の展開.....	35
基本施策1 生活支援・福祉サービスの充実.....	35
第1項 障害者自立支援法に基づくサービス体制.....	35
第2項 障害福祉サービスの充実へ.....	42
第3項 地域支援サービスの充実へ.....	50
基本施策2 保健・医療の充実.....	58
第1項 障害の予防と健康の増進.....	58
第2項 精神保健福祉施策の充実.....	60
第3項 医療サービスの充実.....	62
基本施策3 ケアマネジメント体制の整備.....	64
第1項 情報提供・相談体制の充実.....	64
第2項 権利擁護体制の充実.....	65
第3項 介護保険事業との連携強化.....	67
基本施策4 教育・育成の充実.....	68
第1項 保育の充実.....	68
第2項 学校教育の充実.....	70
第3項 生涯学習等の推進.....	72

基本施策5 就労支援の促進.....	73
第1項 就労支援の促進.....	73
第2項 福祉的就労の促進.....	74
第3項 総合的な就労支援施策の促進.....	75
基本施策6 地域社会への参加促進.....	76
第1項 まちづくり・地域づくり活動への参加促進.....	76
第2項 スポーツ・レクリエーション・文化活動への参加促進.....	77
第3項 交流・ふれあい活動の推進.....	79
基本施策7 あらゆる障壁の解消推進.....	80
第1項 生活環境の整備.....	80
第2項 交通・移動施策の推進.....	82
第3項 防犯・防災体制の整備.....	84
資料編.....	87

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

第1項 計画策定の背景等

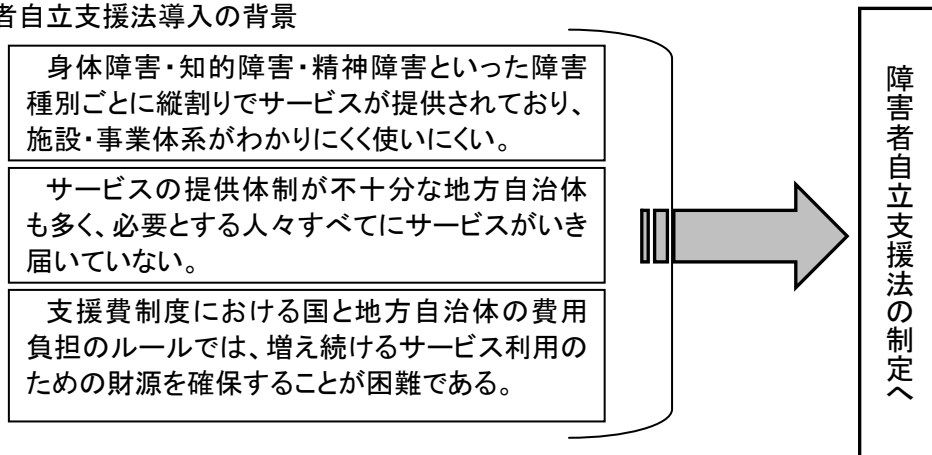
本市においては、旧八幡浜市及び旧保内町において障害者計画を策定し、障害者福祉施策を推進してきました。

平成15年度からは支援費制度により、より一層の施策の推進を図ってきましたが、支援費制度における「身体」・「知的」障害の課題が問題となるとともに、「精神」障害は支援費制度外となっていました。

平成18年度からは障害者のサービスを図る点から、「障害者自立支援法」が施行され、障害者が地域で暮らしていくことのできる地域社会を構築していくことが大切となっています。

平成20年度には障害者自立支援法に基づき第2期障害福祉計画を策定しており、今回、第2期障害者計画及び第3期障害福祉計画を策定します。

■障害者自立支援法導入の背景



■障害者自立支援法の概要

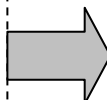
項目	法施行後
障害者施策の三障害一元化	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ ○三障害の制度格差を解消し、精神障害者をサービス利用の対象に
利用者本位のサービス体系の再編	<ul style="list-style-type: none"> ○33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設 ○規制緩和を進め、既存の社会資源を活用
就労支援の抜本的強化	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな就労支援事業を創設 ○雇用施策との連携を強化
支給決定の透明化・明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入 ○審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化
安定的な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担) ○利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

第2期障害福祉計画策定にあたっては、次の点について考慮しながら計画策定を行っています。

<第1計画における課題等>

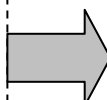
<第2期計画における変更点>

○必要なサービス量を見込んで、具体的な基盤整備の取り組みがあまり進んでおらず、また、その道筋も示せていない。
○訪問系サービスにおいても依然として基盤整備が進んでいない。



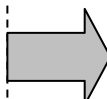
1 都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進

○障害者の地域生活への移行を一層促進する必要がある。
○精神障害者の地域生活への移行のため、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を障害福祉計画上明確に位置づける必要がある。



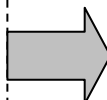
2 障害者の地域生活への移行の一層の促進

○地域における相談支援体制の充実・強化が必要。
○地域自立支援協議会のあり方を障害福祉計画上明確に位置づける必要がある。



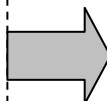
3 相談支援体制の充実・強化

○一般就労への移行を一層促進する必要がある。
○第1期計画策定後、工賃倍増5か年計画等による取り組みが始まっており、当該計画等を障害福祉計画上明確に位置づける必要がある。



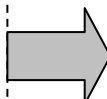
4 一般就労への移行支援の強化

○障害者に対する虐待防止に関する取り組みが一層求められている。



5 虐待防止に関する取り組みの強化

○第1期計画策定後においては、法施行事務と平行して作業を行わざるを得なかったこと等から、サービス見込量を機械的に算出した自治体も多い。
○国の指針においても、過去の利用者の伸びを中心として算出する内容となっており、機械的な面があった。



6 サービス見込量に対する考え方の見直し

第3期障害福祉計画策定にあたっては、次の点について考慮しながら計画策定を行っています。

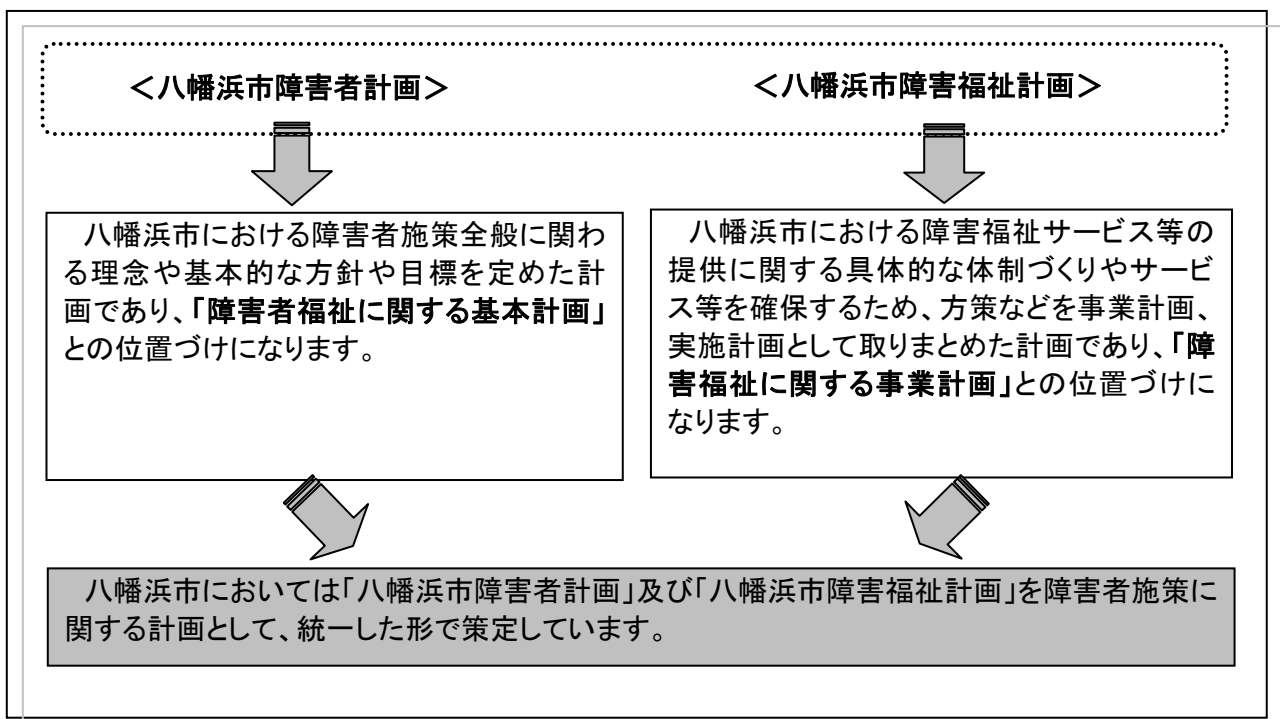
<第3期計画における注意点>

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進 |
| 2 | 障害のある人の地域生活支援の促進 |
| 3 | 障害児支援の強化 |
| 4 | 相談支援体制の充実・強化 |
| 5 | 一般就労への移行支援の強化 |
| 6 | 虐待防止に関する取り組みの強化 |
| 7 | サービス見込量に対する考え方の見直し |

第2項 計画の位置づけ

第2期八幡浜市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に、また、第3期八幡浜市障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に該当します。

本市においては、関連するこの2つの根拠法をもつ計画を一体的に策定します。

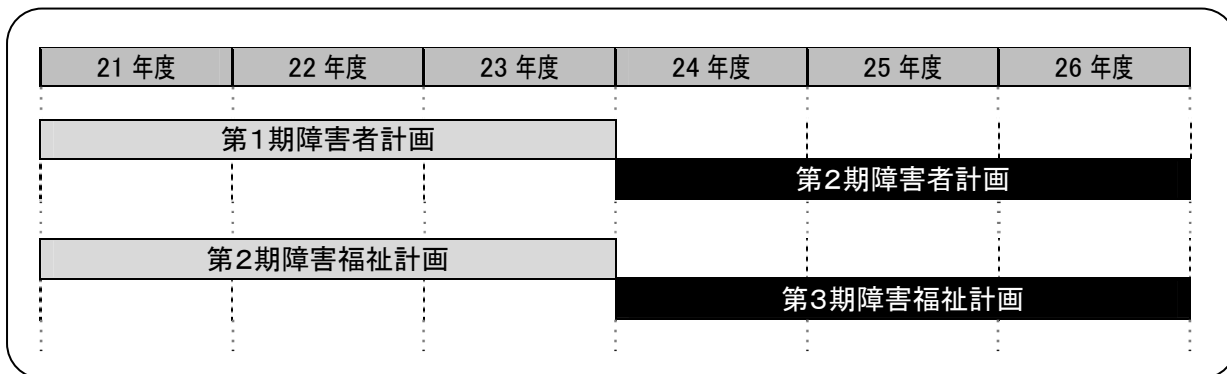


第3項 計画期間

市町村障害福祉計画は3か年を1期として策定することとされています。

この計画は、第24年度から平成26年度までを計画期間とする第2期障害者計画及び第3期障害福祉計画を策定するものです。

なお、社会情勢の変化や障害者政策の動向などを踏まえ、必要に応じて見直します。



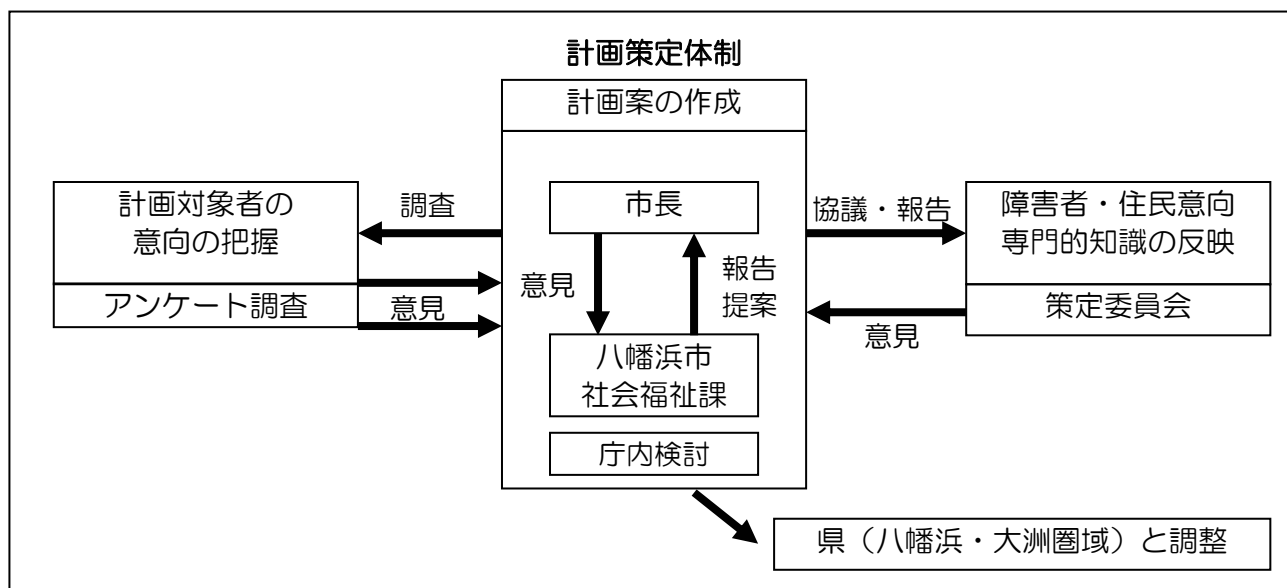
第4項 計画策定体制

(1) 八幡浜市障害福祉計画策定委員会

学識経験者・有識者等・社会福祉関係団体等の代表者・関係行政機関等の職員などで構成する「八幡浜市障害福祉計画策定委員会」において計画内容を審議しています。

(2) アンケート調査

障害者関係団体などに対して、アンケート調査を実施し、その意見を反映していきます。

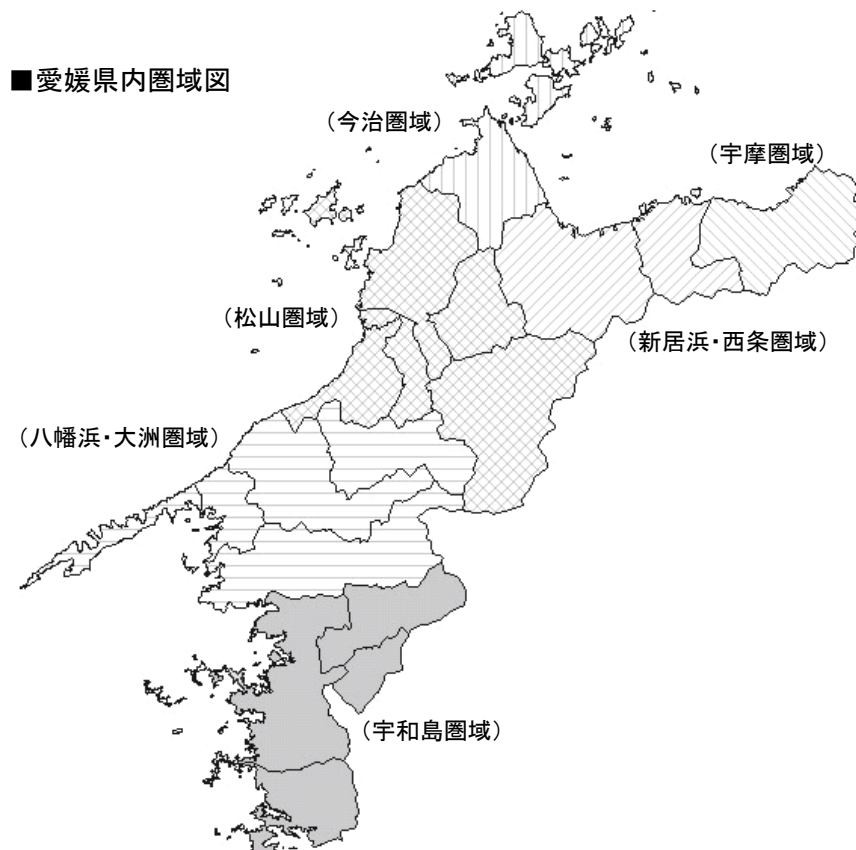


(3) 計画策定における連携

愛媛県障害福祉計画においては、障害保健福祉圏域が設定され、それぞれ数値目標を定めた圏域ビジョンが示されます。

八幡浜市は、八幡浜・大洲圏域に属しており、八幡浜市・伊方町・大洲市・内子町・西予市など近隣市町との連携を図るとともに、近隣圏域との連携を図っています。

圏域名	圏域市町
宇摩圏域	四国中央市
新居浜・西条圏域	新居浜市・西条市
今治圏域	今治市・上島町
松山圏域	松山市・東温市・久万高原町・砥部町・松前町・伊予市
八幡浜・大洲圏域	八幡浜市・伊方町・大洲市・内子町・西予市
宇和島圏域	宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町



第2章 計画の基本理念等

第2章 計画の基本理念等

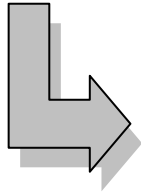
第1項 計画の基本理念

八幡浜市においてこれまで取り組んできた基本理念を考慮し、「誰もが安心して、充実した生活を送れるまちづくり」を基本理念として再度定め、さらなるまちづくりをめざしていきます。

誰もが安心して、充実した生活を送れるまちづくり

※参考

■八幡浜市総合計画の障害者施策の取り組み内容(計画期間:平成18年度～27年度)



(1) 自立生活・福祉サービスの充実

障害の種類、程度を問わず、障害者自らが居住の場を選択し、障害福祉サービス等の支援を受けつつ、自立と社会参加が実現できるよう、関係機関との連携を図りつつ、各種サービス・事業を推進します。発達障害については、今後とも相談・療育体制の充実を図ります。また、障害者団体や障害者の活動を支援し、社会参加や生きがいづくりを促進します。

(2) 雇用・就業及び地域生活移行の促進

障害者の自立支援の観点から、社会参加や雇用の場となる施設の整備を支援します。また、グループホーム等居住の場の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を促進します。

(3) あらゆる障壁解消の推進

全ての人が安全に安心して生活し、社会参加できるユニバーサルデザインに配慮された生活環境の整備を推進するため、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を図ります。また、移動手段やコミュニケーション手段の充実を図るとともに、啓発活動等を通じて「心のバリアフリー化」を図り、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進します。

第2項 計画の基本方針

本計画の基本理念及び障害福祉計画の理念を加味し、基本方針を下記のとおり定めます。

障害福祉サービスの充実

「障害福祉サービスの充実」では、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに重点をおいた施策の方針とします。

第3章 八幡浜市の現状

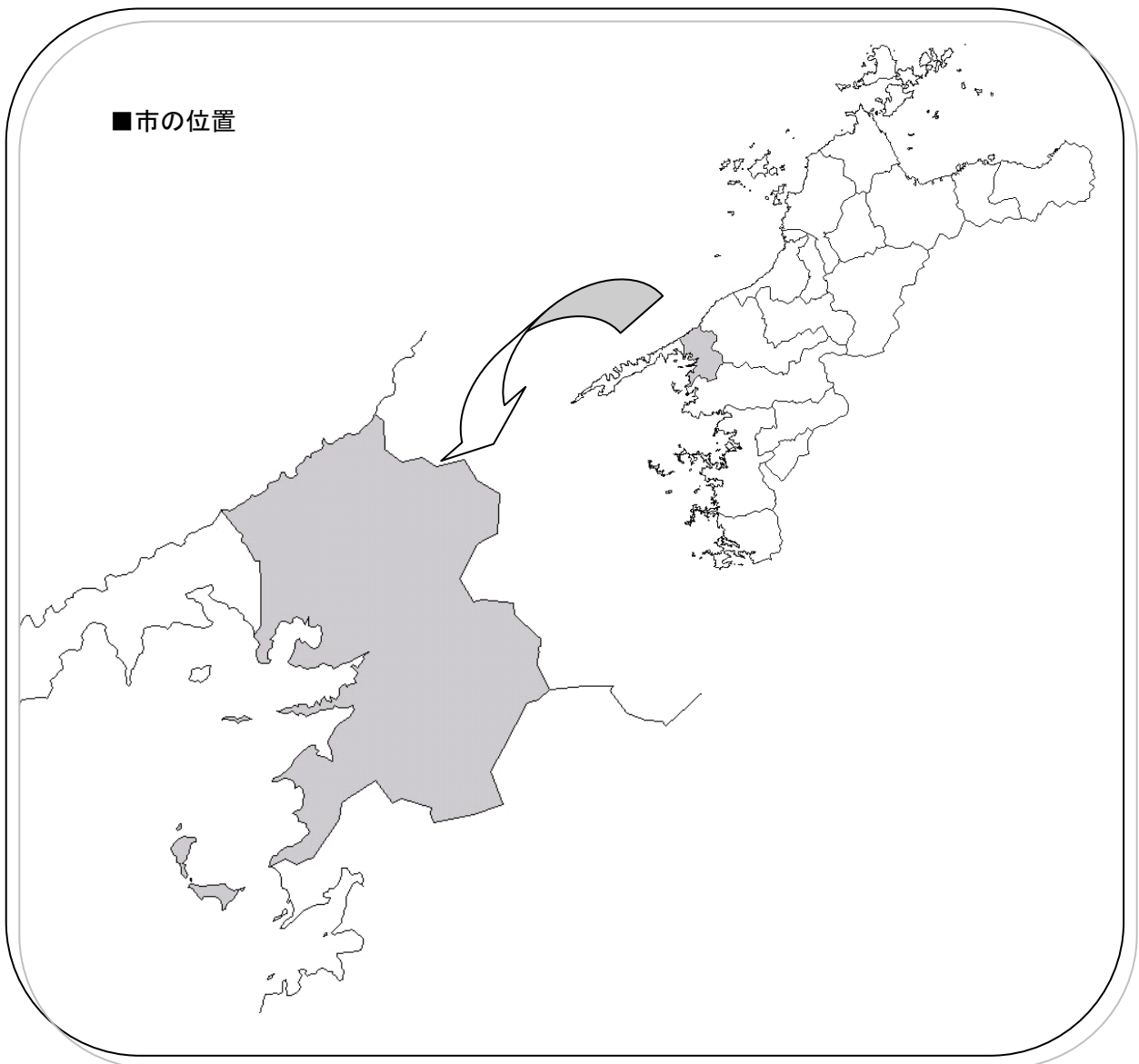
第3章 八幡浜市の現状

第1項 市の概要

本市は、愛媛県の西部、佐田岬半島の基部に位置しており、総面積は132.98k㎡となっています。北は瀬戸内海に面し、東は大洲市に、南は西予市、西は伊方町に接しています。また、豊予海峡を挟んで九州と対しています。

海岸線はリアス式海岸を形成しており、急斜面が海岸までせり出した地形で平坦地が少なく、岬と入り江が交錯した風光明媚な景観をなしています。

気候は、瀬戸内海と宇和海の2つの海に臨み、温暖な海洋性気候が中心です。東部や山間部では、内陸性気候の影響を受けています。



第2項 人口及び世帯

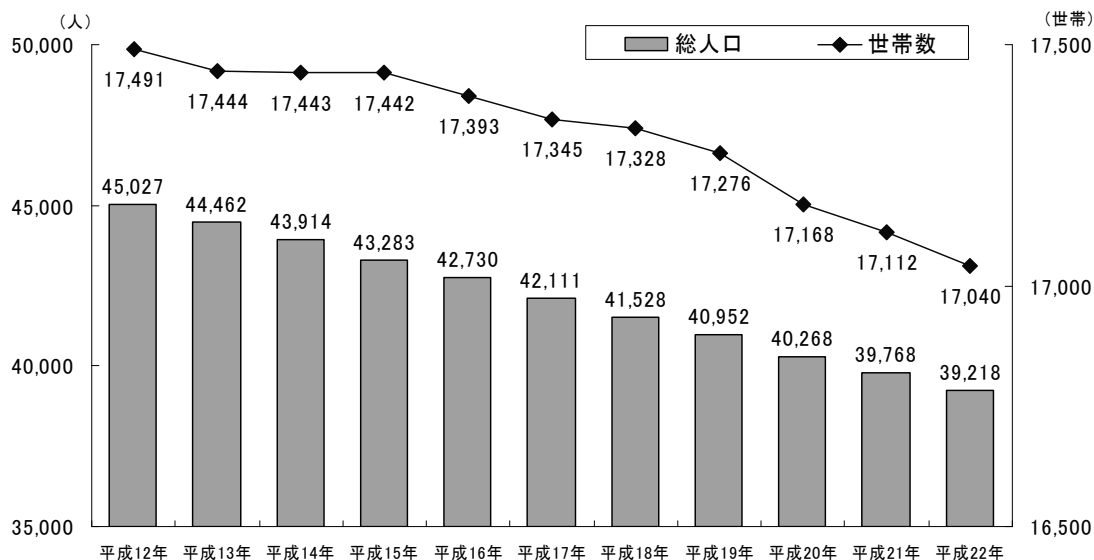
本市における人口及び世帯の推移状況をみると、人口は平成12年の45,027人から平成22年には39,218人まで減少しています。

また、世帯は平成12年の17,491世帯から平成22年には17,040世帯まで減少しています。人口及び世帯ともに減少傾向にあります。

■人口及び世帯の推移状況(各年12月)

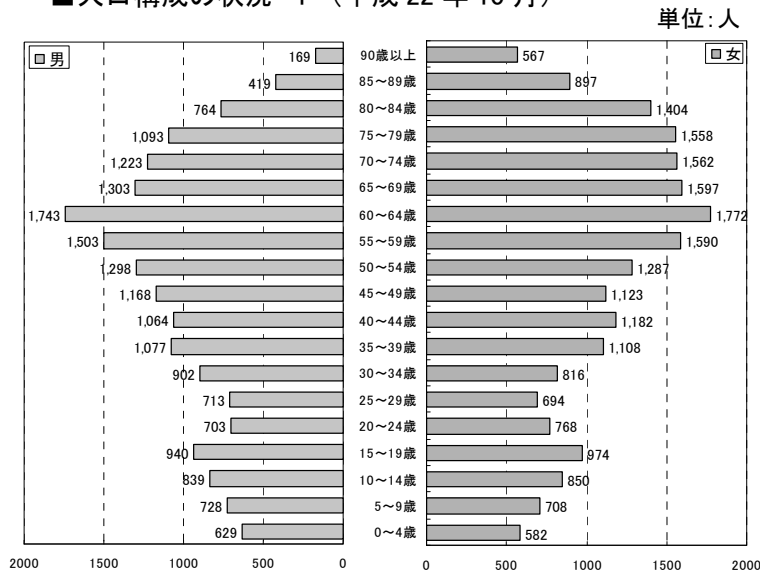
単位:人・世帯

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
総人口	45,027	44,462	43,914	43,283	42,730	42,111	41,528	40,952	40,268	39,768	39,218
世帯数	17,491	17,444	17,443	17,442	17,393	17,345	17,328	17,276	17,168	17,112	17,040

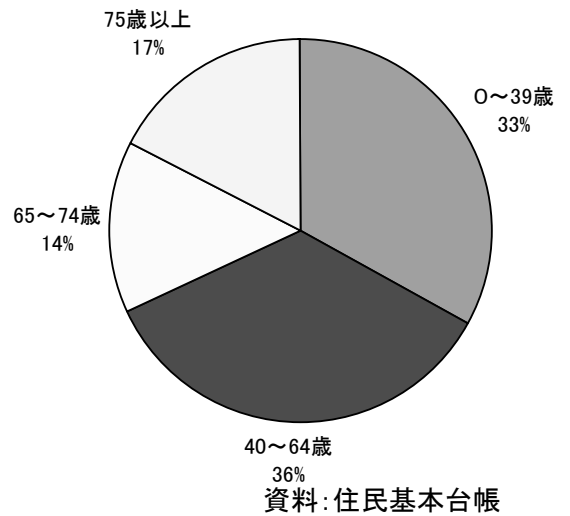


資料:住民基本台帳

■人口構成の状況 1 (平成 22 年 10 月)



■人口構成の状況 2 (平成 22 年 10 月)

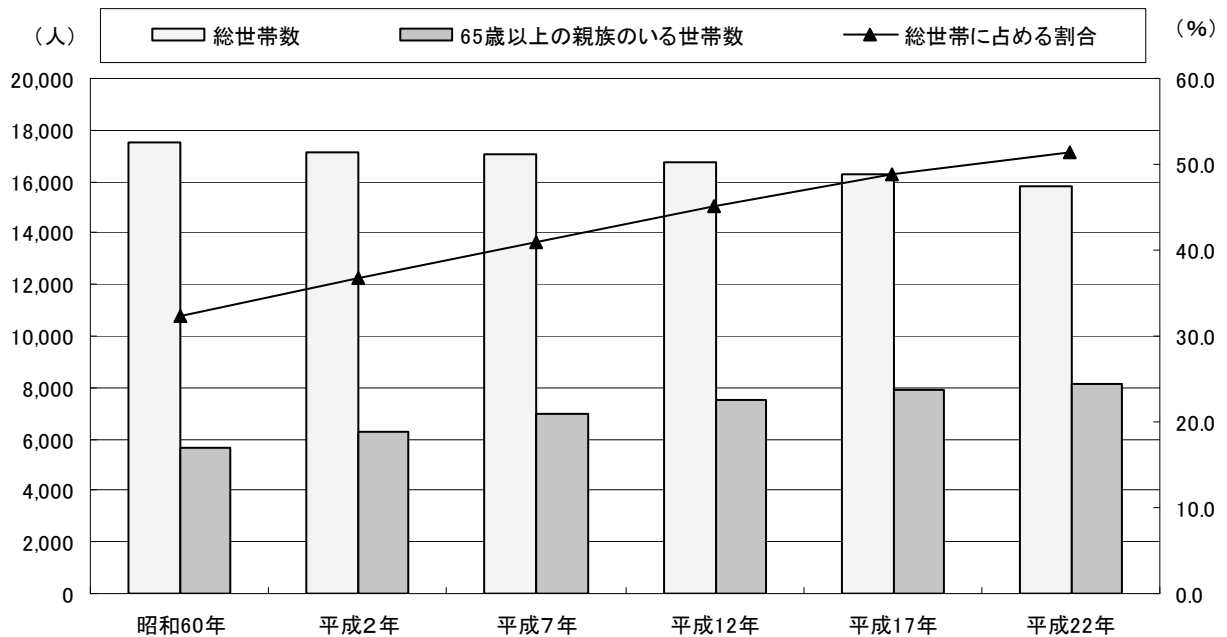


65歳以上の親族のいる世帯数をみると、平成22年には8,116世帯と増加傾向にあり、総世帯に占める割合も増加しています。

■高齢者のいる世帯の状況

単位:世帯・%

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	17,539	17,141	17,067	16,755	16,273	15,807
65歳以上の親族のいる世帯数	5,660	6,312	6,976	7,546	7,935	8,116
総世帯に占める割合	32.3	36.8	40.9	45.0	48.8	51.3



資料:国勢調査

第3項 本市を取り巻く課題（まちづくり全体への課題）

本市を取り巻くまちづくり全体への課題としては、次のような課題が考えられます。

①地方分権の進展

政治・経済・社会・文化などのあらゆる面で自主的で個性のあるまちづくりを推進することが求められています。

②少子高齢化の進行

少子高齢化社会を迎え、子どもを安心して生み育てられる環境整備や、高齢者が健康で安心して暮らし、社会参加を通じてゆとりと生きがいを感じることができるまちづくりが求められています。

③地球環境問題の深刻化

環境保全の行動理念のもと、環境への負担の少ない生活スタイルの実践が求められています。

④高度情報化の到来

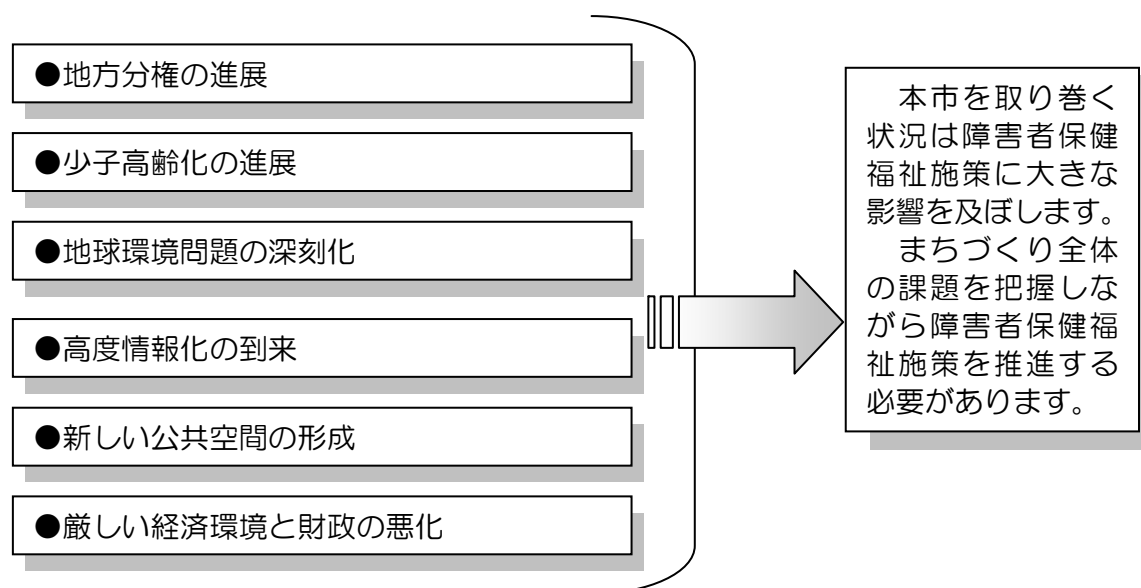
高度情報社会により、今までにない新しい関係や活動を生み出す可能性が秘められてきています。しかし、一方で情報活用能力の違いによる情報格差などの問題が生じています。

⑤新しい公共空間の形成

まちづくりの過程や実践についてNPOや市民の参加を促進し、これまで行政が担当していた分野での活動推進とともに、行政との協働によるまちづくりを推進していくことが求められています。

⑥厳しい経済環境と財政の悪化

国や地方自治体の財政は財源不足の状況であり、厳しい経済環境のなかでの財政運営が求められています。



第4項 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳保持者数

本市における身体障害者手帳保持者数をみると、平成20年3月末時点で1,865人であったものが、平成23年3月末には2,037人まで増加しています。

■身体障害者手帳保持者数(平成20年3月末)

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	73	52	8	7	15	22	177
聴覚・平衡機能障害	10	41	21	12	0	51	135
音声・言語・そしゃく機能障害	0	2	17	4	0	0	23
肢体不自由	238	307	154	218	76	35	1,028
内部障害	296	1	90	115	0	0	502
計	617	403	290	356	91	108	1,865

■身体障害者手帳保持者数(平成21年3月末)

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	68	55	7	8	15	22	175
聴覚・平衡機能障害	10	42	21	13	0	51	137
音声・言語・そしゃく機能障害	0	2	16	4	0	0	22
肢体不自由	251	310	160	236	74	35	1,066
内部障害	311	1	91	128	0	0	531
計	640	410	295	389	89	108	1,931

■身体障害者手帳保持者数(平成22年3月末)

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	66	62	9	8	15	22	182
聴覚・平衡機能障害	10	41	21	15	0	54	141
音声・言語・そしゃく機能障害	1	2	17	5	0	0	25
肢体不自由	239	312	165	240	72	37	1,065
内部障害	322	1	99	130	0	0	552
計	638	418	311	398	87	113	1,965

■身体障害者手帳保持者数(平成23年3月末)

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	67	61	9	10	15	21	183
聴覚・平衡機能障害	10	40	20	17	0	54	141
音声・言語・そしゃく機能障害	1	2	17	5	0	0	25
肢体不自由	242	298	167	268	73	38	1,086
内部障害	365	1	100	136	0	0	602
計	685	402	313	436	88	113	2,037

資料:八幡浜市社会福祉課

※参考:要介護認定者の状況

要介護認定者の推移状況をみると、平成15年の1,130人から平成23年には2,261人まで増加しています。

また、推移状況を軽度・中重度別でみると、要支援1・2及び要介護1（軽度）では増加傾向にあり、要介護2～5（中重度）では平成19年以降ほぼ横ばいで推移しています。

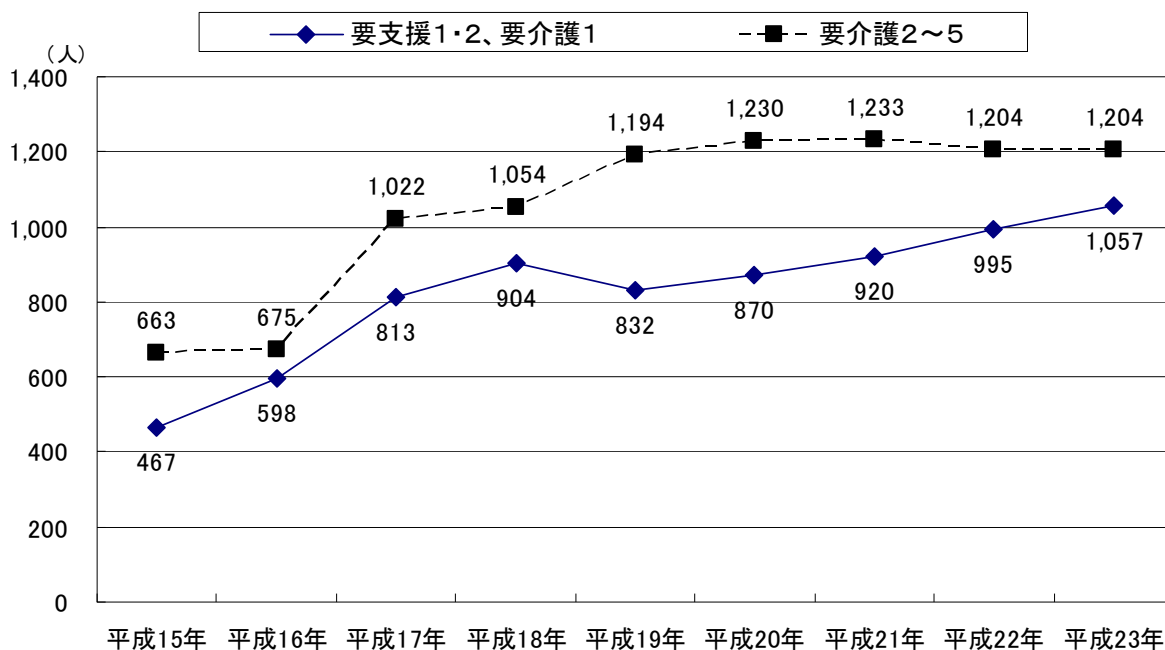
■要介護認定者の推移状況(各年4月)

単位:人

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
要支援1	82	190	228	17	190	174	170	259	312
要支援2	-	-	-	35	232	269	291	241	229
要支援 (経過的要介護)	-	-	-	250	-	-	-	-	-
要介護1	385	408	585	602	410	427	459	495	516
要介護2	231	207	315	339	388	388	393	377	336
要介護3	114	153	243	250	309	317	303	282	314
要介護4	174	170	260	265	280	292	285	292	316
要介護5	144	145	204	200	217	233	252	253	238
合計	1,130	1,273	1,835	1,958	2,026	2,100	2,153	2,199	2,261

資料:八幡浜市保健センター

■要介護認定者の推移状況(軽度:要支援1・2、要介護1 中重度:要介護2～5別)



資料:八幡浜市保健センター

(2) 療育手帳保持者数

本市における療育手帳保持者数をみると、平成20年3月末時点で286人であったものが、平成23年3月末には319人まで増加しています。

■療育手帳保持者数(平成20年3月末)

単位:人

	重度	重度以外	計
18歳未満	14	21	35
18歳以上	107	144	251
計	121	165	286

■療育手帳保持者数(平成21年3月末)

単位:人

	重度	重度以外	計
18歳未満	15	32	47
18歳以上	106	118	224
計	121	150	271

■療育手帳保持者数(平成22年3月末)

単位:人

	重度	重度以外	計
18歳未満	16	38	54
18歳以上	114	124	238
計	130	162	292

■療育手帳保持者数(平成23年3月末)

単位:人

	重度	重度以外	計
18歳未満	15	44	59
18歳以上	121	139	260
計	136	183	319

資料:八幡浜市社会福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳保持者数

本市における精神障害者保健福祉手帳保持者数をみると、平成20年3月末時点で148人であったものが、平成23年3月末には177人まで増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳保持者数(平成20年3月末)

単位:人

	1級	2級	3級	計
総数	21	118	9	148

■精神障害者保健福祉手帳保持者数(平成21年3月末)

単位:人

	1級	2級	3級	計
総数	21	131	8	160

■精神障害者保健福祉手帳保持者数(平成22年3月末)

単位:人

	1級	2級	3級	計
総数	22	141	8	171

■精神障害者保健福祉手帳保持者数(平成23年3月末)

単位:人

	1級	2級	3級	計
総数	23	149	5	177

資料:八幡浜市社会福祉課

(4) 自立支援医療(精神通院)受給者証交付者数

本市における自立支援医療(精神通院)受給者証交付者数をみると、平成20年3月末時点で477人であったものが、平成23年3月末には519人まで増加しています。

■自立支援医療(精神通院)受給者証交付者数(各3月末)

単位:人

	自立支援医療(精神通院)受給者証交付者
平成20年	477
平成21年	504
平成22年	498
平成23年	519

資料:八幡浜市社会福祉課

第5項 障害福祉サービス等サービスの利用状況

障害福祉サービス(新体系サービス)の見込みと実績をみると、平成21年においては、訪問系サービスは遂行率69.7%となっています。

また、日中活動系・居住系サービスについても見込量を下回る実績となっています。

■障害福祉サービス(新体系サービス)の見込みと実績(1か月あたり) 【平成21年】

サービス名		平成21年 見込量		平成21年 実績量		遂行率
		人数	時間・ 日数	人数	時間・ 日数	
訪問系	居宅介護	33	756	23	471.8	69.7%
	重度訪問介護					
	行動援護					
	重度障害者等包括支援					
日中活動系	生活介護	41		32		78.0%
	自立訓練(機能訓練)	0		1		-
	自立訓練(生活訓練)	6		1		16.7%
	就労移行支援	14		13		92.9%
	就労継続支援(A型)	10		1		10.0%
	就労継続支援(B型)	25		13		52.0%
	療養介護	0		0		0%
	児童デイサービス	28	126	22	116	78.6%
	短期入所	9	52	9	72	100%
居住系	共同生活援助 共同生活介護	27		18		66.7%
	施設入所支援	26		18		69.2%
その他	相談支援	0		0		-

平成 22 年においては、訪問系サービスは遂行率 63.4%と大きく見込量を下回っている状況であり、予定より訪問系サービスの利用者が伸びていない状況になっています。

また、日中活動系・居住系サービスにおいては、就労移行支援・自立訓練（機能訓練）において見込量を超えている一方、生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）・共同生活援助・共同生活介護・施設入所支援・相談支援で見込量を下回っている状況です。

【平成 22 年】

サービス名		平成22年 見込量		平成22年 実績量		遂行率
		人数	時間・ 日数	人数	時間・ 日数	
訪問系	居宅介護	41	1,088	26	472.9	63.4%
	重度訪問介護					
	行動援護					
	重度障害者等包括支援					
日中活動系	生活介護	46		36		78.3%
	自立訓練(機能訓練)	0		1		-
	自立訓練(生活訓練)	6		1		16.7%
	就労移行支援	14		19		135.7%
	就労継続支援(A型)	11		6		54.5%
	就労継続支援(B型)	26		23		88.5%
	療養介護	0		0		-
	児童デイサービス	30	130	30	133	100%
	短期入所	9	52	9	83	100%
居住系	共同生活援助 共同生活介護	29		18		62.1%
	施設入所支援	34		25		73.5%
その他	相談支援	1		0		-

平成23年においては、訪問系サービスは遂行率54.2%と大きく見込量を下回っている状況であり、平成22年より継続して予定より訪問系サービスの利用者が伸びていない状況になっています。

また、日中活動系・居住系サービスにおいては、自立訓練（機能訓練）・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）において見込量を超えている一方、生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・児童デイサービス・短期入所・共同生活援助・共同生活介護・施設入所支援・相談支援で見込量を下回っている状況です。

【平成23年】

サービス名		平成23年 見込量		平成23年 実績量		遂行率
		人数	時間・ 日数	人数	時間・ 日数	
訪問系	居宅介護	48	1,344	26	562.2	54.2%
	重度訪問介護					
	行動援護					
	重度障害者等包括支援					
日中活動系	生活介護	87		61		70.1%
	自立訓練（機能訓練）	0		1		-
	自立訓練（生活訓練）	22		1		4.5%
	就労移行支援	19		17		89.5%
	就労継続支援（A型）	12		15		125.0%
	就労継続支援（B型）	30		35		116.7%
	療養介護	0		0		-
	児童デイサービス	32	134	31	125	96.9%
	短期入所	10	54	8	73	80.0%
居住系	共同生活援助 共同生活介護	54		21		38.9%
	施設入所支援	78		49		62.8%
その他	相談支援	2		0		0%

地域生活支援事業の実績は、以下のとおりです。いずれの事業ともに、概ね増加傾向にあります。

■地域生活支援事業の実績

事業名	単位	平成21年		遂行率(%)	平成22年		遂行率(%)	平成23年		遂行率(%)
		見込量	実績量		見込量	実績量		見込量	実績量	
相談支援事業	箇所	4	4	100	4	4	100	4	4	100
成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	100	1	1	100	1	1	100
コミュニケーション支援事業	箇所	2	2	100	2	2	100	2	2	100
日常生活用具給付・貸与事業	人	873	843	96.6	969	926	95.6	873	936	107.2
移動支援事業	人	11	15	136.4	11	13	118.2	11	15	136.4
	時間	87	81.5	93.7	94	80.8	86.0	87	41.7	47.9
地域活動支援センターⅠ型	箇所	1	1	100	1	1	100	1	1	100
地域活動支援センターⅡ型	箇所	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域活動支援センターⅢ型	箇所	2	2	100	2	2	100	2	2	100
訪問入浴サービス事業	人	1	2	200	1	2	200	1	2	200
更生訓練費給付事業	人	1	1	100	1	3	300	1	1	100
日中一時支援事業	人	30	16	53.3	32	19	59.4	34	20	58.8
福祉ホーム事業	人	1	6	600	1	6	600	1	3	300
社会支援事業	箇所	1	1	100	1	1	100	1	1	100

第6項 アンケート調査結果

本計画を策定するにあたって、施策の現状・課題、事業所等の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施しています。

(1) 実施状況

種類	調査対象者	調査時期
障害者関係団体調査	八幡浜市における障害者関係団体	平成 23 年 11 月下旬～12 月上旬
障害者施設・作業所調査	八幡浜市における障害者施設・作業所	

(2) 調査実施団体及び障害者施設・作業所

障害者関係団体調査	障害者施設・作業所調査
<ul style="list-style-type: none"> ○八幡浜身体障害者協議会 ○保内町身体障害者協議会 ○八幡浜聴覚障害者協会 ○八幡浜手をつなぐ育成会 ○手話サークルあゆみの会 ○スマイル ○愛媛県視覚障害者協会八幡濱支部 	<ul style="list-style-type: none"> ○アロマホーム ○サルビア ○グループホーム ラベンダー ○地域活動支援センターくじら ○生活訓練施設 ハーブハウス ○多機能型事業所 KOHOLA ○発達支援センター巣立ち ○地域活動支援センター浜っ子共同作業所 ○いきいきプチファーム ○王子共同作業所

(3) 障害者関係団体調査結果

回答者（関係障害種類）

（複数回答）

回答者における関係障害種類の状況をみると、「身体」が5件で、「知的」が1件、「障害児」が1件となっています。

①現在、行っている活動における課題

会員等の関係	
○高齢化のため活動に無理がある	○会員の高齢化
○研修会、大会等の参加者	○良好
○子どもに障害をもっている親子	
○活動に参加するメンバーがいつも同じ。会に入ることで自身のメリットがないと考えている人が多い	
活動における後継者(人材)問題	
○会員に若い人が入ってこない	
○会員は高齢化してきているが、若い人の入会にも声かけをしている	
○人材不足	
○高齢化、人数減少で、後継者が育たない	

活動の活発性
<input type="checkbox"/> 資金面でもう少しあればボランティアなどを使って動員をかけたい <input type="checkbox"/> 毎月のように活動しているが、交通手段の問題で範囲が狭くなる <input type="checkbox"/> 年中行事をこなしていくのが精一杯のところもある <input type="checkbox"/> 行事参加が増えている <input type="checkbox"/> 今のところ平行線
新たな取り組みができない(したい)
<input type="checkbox"/> 新しい会員がほしい <input type="checkbox"/> 人材不足 <input type="checkbox"/> 各所への手話指導を充実したいが、人材不足でままならない <input type="checkbox"/> 仕事をもっている方が多いため、他に手が回らない <input type="checkbox"/> 視覚障害者以外の人や団体も含んだ形で活動ができれば活動しやすい
経済面
<input type="checkbox"/> 行事が多く自己負担が多い <input type="checkbox"/> 参加費用は個人負担等もあり、会費、助成金等では足りない <input type="checkbox"/> 研修会参加、教材費等、自己負担が多く制限される <input type="checkbox"/> 年会費 2,000 円（うち 1,000 円は県へ）

②今後の活動方針

会員等(人材)の方針
<input type="checkbox"/> 会員に積極性をもってもらって、外に出る機会をつくりたい <input type="checkbox"/> 会員増員をめざす <input type="checkbox"/> 新会員の啓蒙 <input type="checkbox"/> 会員増員、技術向上 <input type="checkbox"/> 各専門の方にも入ってほしい
活動内容の見直しについて(現状維持か見直しか)
<input type="checkbox"/> 手話言語法に関する運動 <input type="checkbox"/> 現状維持を脱却しなければと思っている <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 見直し
新しい取り組み
<input type="checkbox"/> 障害者のできるスポーツとかゲームを考えたい <input type="checkbox"/> 保内町の協会で楽しみをつくりたい <input type="checkbox"/> 高齢者への対応 <input type="checkbox"/> 現在、成年後見制度の勉強会を開いたりしている <input type="checkbox"/> 市民へのアピール <input type="checkbox"/> 最終的にはグループホーム設立

③八幡浜市行政への要望

障害者自立支援法の啓発活動
<input type="checkbox"/> もう少し障害者の立場を考えてほしい <input type="checkbox"/> 学習会に出向いてほしい <input type="checkbox"/> ホームページまたは広報などで各団体の紹介などをしてほしい
団体活動の周知
<input type="checkbox"/> 早くしてほしい <input type="checkbox"/> 広報の活用で身障大会などの決議を発表したい <input type="checkbox"/> 障害者手帳の申請に来られた方に、会があることを知らせてほしい <input type="checkbox"/> ホームページまたは広報などで各団体の紹介などをしてほしい
経済面
<input type="checkbox"/> もう少しゆとりがほしい <input type="checkbox"/> 手話通訳者養成とコミュニケーション保障の予算をアップしてほしい <input type="checkbox"/> 何をしてもお金がかかってくるが、親が年金生活であり、子どもの障害年金とあわせても15万円くらい。家賃を払って生活はぎりぎりだと思う。会の研修等の参加にも声かけしづらい。支援があれば助かる <input type="checkbox"/> 事務所、グループホーム設立にあたって、土地、建物の賃貸

④障害者自立支援法施行における問題点

障害者自立支援法における問題点
<input type="checkbox"/> 周知されていない <input type="checkbox"/> あまりにもめまぐるしく変わるため、わかりにくいと思う <input type="checkbox"/> 情報提供はまだまだ不十分
サービスの利用負担が及ぼす生活への影響
<input type="checkbox"/> 大きくは変わらない <input type="checkbox"/> 方向性がみえない <input type="checkbox"/> 周知されずにサービスを知らない人がいる

⑤障害福祉サービス提供の今後の方向性

障害者自立支援法に基づくサービス及び障害者自立支援法廃止後の方向性について
<input type="checkbox"/> 行政の関係者と会話の機会をつくってほしい <input type="checkbox"/> 障害者の目線に立ってのサービス向上 <input type="checkbox"/> 方向性がみえない <input type="checkbox"/> 手話言語法設立に向けての運動 <input type="checkbox"/> 廃止後の作業所等の利用の仕方等
会員・団体等内での勉強会の開催
<input type="checkbox"/> 市バスの利用について説明してほしい <input type="checkbox"/> 開きたいと思う <input type="checkbox"/> 成年後見制度について勉強をしたい <input type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 体制が変わるたびに開催する

相談体制の充実

- 相談員を保内地区でも1人ほしい
- 手話ができ、ろう者のことを理解している相談員がほしい
- 知的相談支援事業は大洲市に委託しているため十分ではない
- 専門的な相談員をおいてほしい

⑥障害者の福祉サービスのあり方

障害者のためのどのようなサービスが必要か

- 障害者側になって考えてほしい
- 情報保障、コミュニケーション保障
- 障害の特性に合ったサービスの充実
- 当事者のことを聞いて必要なサービスを増やす（手話通訳者の場合、広域での活動ができるように等）
- 八幡浜市内に利用する場所がないため、他市（西予市）を利用している方が多い。土・日のデイサービスがほしい

⑦障害福祉サービスの利用のあり方

サービスを利用しやすくするためには(人的面)

- 早く決定してほしい
- 手話通訳者を増やす
- 障害に応じた対応のできる有資格者を増員する
- サポートできる人材を増やす（例：手話通訳者、盲ろうガイド等）
- 各障害専門のヘルパーがほしい

サービスを利用しやすくするためには(経済面)

- 障害者の負担をなくす
- 見直し後は、利用負担が軽くなってきてはいる
- 生活全般を考えると、負担がないようにする

サービスを利用しやすくするためには(社会面)

- 市民にわかりやすいサービス提供
- 広く制度の中身を知らせる
- 一般企業とのコミュニケーション

⑧障害者の地域生活支援のあり方

障害や障害者に対する理解を深める機会
<ul style="list-style-type: none"> ○手話講座開催、CATVに手話通訳者 ○公民館活動等に障害者の理解を深める活動があればよい ○さまざまな場面でのバリアフリー ○各地域の学校等での親睦 ○広報に情報を出してほしい
情報提供のあり方
<ul style="list-style-type: none"> ○広報で会員としての利点を知らせたい ○災害時の対応は。文書だけではろう者は理解できない ○文書のみではない広報活動 ○ホームページなどで各団体の紹介や情報交換
人材の確保について
<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者、手話ができる人を増やす ○有資格者の増員 ○講座等で人材を増やす。また、活動内容を知らない人も多いので、広報等に載せる
経済面
<ul style="list-style-type: none"> ○活動のための資金援助 ○障害者年金の目減りもあり生活は苦しい ○個人負担が多いと続かない。公的援助が必要
障害者と地域との連携(ボランティア・NPO活動など)のあり方
<ul style="list-style-type: none"> ○募金活動などに団体として行動したい ○聞こえない障害とは何かをよく理解してもらい、共に暮らしやすい社会実現のための連携をする ○福祉のつどい、ふれあい広場等、ボランティア体制はできている ○行事のみの連携だが、お互いの活動内容がわからない。行政主体の交流できる場も必要ではないか

⑨特に推進してほしい施策

八幡浜市で特に推進してほしいこと(人材面)
<ul style="list-style-type: none"> ○市外活動におけるボランティアがほしい ○手話通訳者を増やすために養成を充実してほしい。市立病院の設置・手話通訳者の継続(日数増加) ○障害者福祉担当の職員の配置換えは度々しないでほしい ○手話通訳者の養成、指導者の養成 ○各専門分野のヘルパー

八幡浜市で特に推進してほしいこと(経済面)

- ボランティアなどにかかる費用の補助がほしい
- 個人負担の軽減
- 研修会等に対する援助がほしい。指導者養成に対する援助
- 障害者団体の補助金を増額していただきたい
- 手話通訳者養成また指導者養成講座や研修会費用の援助

八幡浜市で特に推進してほしいこと(社会面)

- 行政の障害者についての考え方を教えてほしい
- 交通が不便なところへは福祉バスを走らせてほしい
- CATVに手話通訳者導入、八幡浜市の広報には手話通訳者をつける

⑩その他、自由意見

自由意見

- 今年、県大会があったが、八幡浜市に200~250人規模の会場がなく困った。公的施設がほしい。災害時や事故のとき、放送は聞こえないし不安である。対策を早急に考えてほしい。CATVに手話通訳者を挿入してほしい。また、手話という言葉を広めたいので、ミニコーナーがほしい
- 知的障害者の方が、家庭の事情などによりショートステイなどを利用したいとき、大洲、西予市の方へ預けなければならない。八幡浜にも安心して預けられる施設が必要。グループホームはニーズがないといわれるが、八幡浜にできれば、伊方、三崎方面の方の利用者があるのではないかと思う。グループホームについても、会で見学研修をしている
- 障害の有無に関わらず誰もが当たり前前に生活し、行動し、参加できる社会を実現するためには、細かな配慮が必要となる。市立病院に手話通訳者が設置されたことは大きな一歩ではあるが、聴覚障害者はまだまだ情報保障から取り残されている。災害時における行政との連携をどうしていくのかも、早急に話し合いがほしい。コミュニケーション保障、情報保障促進のために行政職員への手話学習やCATVへの手話通訳者導入をご検討いただきたい(データ入力ができるようにしてほしい)

(4) 障害者施設・作業所調査結果

①回答者（関係障害種類）

（複数回答）

回答者における関係障害種類の状況を見ると、「精神」が8件で、「知的」が4件、「身体」、「障害児」が各1件となっています。

種類	件数
身体	1
知的	4
精神	8
障害児	1
不明・無回答	0

②回答者（運営主体）

	件数
社会福祉法人	2
社団・財団法人	0
特定非営利活動法人(NPO)	1
医療法人	6
市町	1
その他	1
不明・無回答	0

回答者における運営主体をみると、「医療法人」が6件、「社会福祉法人」が2件、「市町」、「その他」が各1件となっています。

③経営状況

経営状況についてたずねたところ、「障害者自立支援法施行に伴い、経営面への影響が大きい」が4件、「施設整備などの資金繰りが困難」が3件、「日割り制度になり、減収となった」が2件、「その他」が1件となっています。

（複数回答）

項目	件数
障害者自立支援法施行に伴い、経営面への影響が大きい	4
日割り制度になり、減収となった	2
施設整備などの資金繰りが困難	3
労働条件などにより職員の退職がある	0
その他	1
不明・無回答	1

※その他:職員の労働条件や給与体系が十分でない(昇給なし、退職金制度なし)

④障害者自立支援法施行に伴う、利用者の変化

障害者自立支援法施行に伴う、利用者の変化をたずねたところ、「施設がどうなっていくのか、不安を募らせている利用者がある」、「変化なし(全体的に利用者の状況をみて)」、「障害者自立支援法施行後(新体系から)からサービスを提供しているので利用者の変化はわからない」が各2件、「退所しようか、通所日数を減らそうか迷っている利用者がある」が1件となっています。

(複数回答)

項目	件数
利用者負担等の増加により退所した利用者がある	0
利用者負担等の増加により退所を検討している利用者がある	0
利用者負担等の増加により通所日数が減った利用者がある	0
退所しようか、通所日数を減らそうか迷っている利用者がある	1
利用料や実費負担を滞納するようになった利用者がある	0
食事を持参したり、食事をとる日数が減った利用者がある	0
施設がどうなっていくのか、不安を募らせている利用者がある	2
変化なし(全体的に利用者の状況をみて)	2
障害者自立支援法施行後(新体系から)からサービスを提供しているので利用者の変化はわからない	2
その他	0
不明・無回答	3

⑤一般就労を進めるための取り組み

- 受け入れ先事業所が障害者への理解を深めていき、支援体制を整えていくこと
- とても大切だと思う。事業所への理解と支援及び当事者本人のエンパワメントの向上、やる気
- 就労事業所だけでは支援が不足しているため、就業・生活支援センターへ登録し、一般就労に向けて個別に関わってもらえる事業所やコーディネーターがいるとよい。関わっている人を増やし、事業所対当事者にせず、多方面から関われるとよいと思う
- 他との連携を密にする
- 事業所内での就労(一般)を見据えたスキルの向上(あいさつやコミュニケーション等)
- ニーズにあわせた企業内でのOJT(実習等の実施)
- 委託の寮内清掃アルバイトなどの軽作業やねっとworkジョイを通し、話し合いながら就労意欲を高め、一般就労を進めていく
- 実習を受け入れてくれる企業等の開拓
- 日々の訓練で、集中力、持続力をつけること
- 企業、働いている人々からの様々な情報を日頃から得ておくこと

⑥事業の運営における課題・問題点・改善点

- 運営費が少ない。利用者の工賃を上げたいと思っても、高収入の仕事がない
- 事業を行ううえでの収入の不安定さと、それに伴う人員配置の問題
- 利用者確保、保証人不在者への受け入れについて
- 退所者が出た場合、すぐ新しい入居者が入らないので収入が減ってしまうため、予定者をつくっておく
- 退居された方の後、新しい入居者確保。利用者の高齢化
- 授産品の販売活動において収支赤字計上となっている

⑦地域との連携について

- 地域間の格差と連携窓口との調整の大変さが目立つ
- 病院の奥に設置していることもあり、まだまだ病院の一部としての認識しかない
- 病院の奥の方にあるので、まだまだ地域との連携がとれていない
- 病院に隣接しており、病院の一部と思われる
- 障害者の地域での暮らしを推進するため、地域生活の体験の場などの提供
- 地域との交流を幅広くする必要があると思う

⑧行政との連携について

- 県や他市との関係でなく、市単独の主導性を明確にしてほしい
- 施設のみで利用者支援を行うことには限界があり、早い段階から行政、保健師さんと連携していかないといけない。生活保護や福祉サービス利用の中で住所地特例をよく理解して、利用中の関係機関等との連携について、どこまで、どこへなど考えていかないといけない
- 八幡浜市にはよくしてもらい連携もとれていると思うのですが、もっと相談、報告をしていきたい
- 生活保護や福祉サービス利用の中で住所地特例をよく理解して、利用中の関係機関等との連携について、どこまで、どこへなど考えていかないといけない
- 自立と社会参加を促す就労の支援、雇用の促進と就労機会の拡大

⑨新体系移行後の問題点

新体系移行後の問題点についてたずねたところ、「新体系へ移行したが、障害者自立支援法が廃止予定後が不安で対応を困っている」が5件で最も多く、次いで、「収入減になり、非常に厳しい」、「事務量が増え、職員の負担が増えた」が4件となっています。

(複数回答)

項目	件数
問題はない	0
収入減になり、非常に厳しい	4
利用者が退所している	1
事務量が増え、職員の負担が増えた	4
事務量が増え、利用者への支援の時間が減った	1
利用者確保をしなくてはならない	3
工賃確保のための事業拡大・新規事業の立ち上げ	0
新体系へ移行したが、障害者自立支援法の廃止予定後が不安で対応を困っている	5
その他	0
不明・無回答	1

⑩新体系サービスを推進するにあたっての必要な支援

新体系サービスを推進するにあたっての必要な支援をたずねたところ、「人材の確保」が5件で最も多く、次いで、「新体系サービスに係る経済支援」、「市・その他施設等との連携体制の強化」、「利用者の確保」、「相談支援事業者との連携強化」がそれぞれ4件となっています。

(複数回答)

項目	件数
人材の確保	5
新体系サービスに係る経済支援	4
障害福祉サービスに係る情報提供	3
市・その他施設等との連携体制の強化	4
利用者の確保	4
相談支援事業者との連携強化	4
その他	0
不明・無回答	1

⑪ 利用者がサービスを利用しやすくするために、どのような取り組みや連携・体制を整備していけばいいか（新体系サービス）

- 現在、利用料をいただかないと運営が難しいため（個別給付事業所の運営費との格差が大きい）、補助金を増額してほしい
- 情報提供の一元化と利用者本人の意識向上
- こちらが考えるサービスじゃなく、本当に利用者が求めるサービスを考え、それにあった連携の整備をしていく
- ①新規利用者への情報発信の強化及び情報共有。②サービス開始前、サービス利用中、サービス終了時等での本人、事業所、市等の関係機関によるカンファレンス等を充実し、方向性の統一、情報共有を図る
- ボランティアの養成と人材の活用。バリアフリーの促進によるバリアフリー社会実現を推進。自立と社会参加を促す就労の支援、雇用の促進と就労機会の拡大

⑫ 第3期八幡浜市障害福祉計画策定への意見

- 障害者の入所施設やグループホーム等、親が病気や亡くなった場合でも安心して生活できる施設を八幡浜市につくってほしい（近隣の市町村にはあるが八幡浜市にはないため）
- 保証人がおらず退院先がなく長期入院、施設滞在になっている方がいる。市として居住サポート事業を取り組むことはできないか。市には日中活動の一つとして王子作業所がある。施設に入所し訓練を終えたら在宅に帰りたいといわれる方もいる。住所を変更することについて、結婚をしている方は抵抗があったり、前住所地でトラブルがあった方については受け入れがなくなるのではないかと支援者としては心配がある。住所を変更せずに利用できる体制はとれないものか
- 市内での送迎サービス（高齢者、障害者）等、福祉バスの充実をしていただきたい
- これから増えると思われる発達障がい者に対応できる施設があればよい

⑬ 八幡浜市の行政へのご意見・ご提言

- 社会福祉課に専門的知識をもった（例：社会福祉士等）人を配置していくこともよいのではないかと。相談、支援がスムーズにできるのではないかとと思う
- コンサルによる計画の策定に終わるのではなく、現実を見た市独自の計画立案と実行性を進める必要を感じる。自立支援協議会の法定化もあわせて障害全般に理解のあるまちづくりをしていくことが大切かと思う
- 八幡浜市にある施設、事業所として魅力ある利用しやすいものになればと思っている。今後ともご指導いただきたい

第4章 計画推進に向け

第4章 計画推進に向けて

第1項 計画の推進体制

八幡浜市障害者計画・八幡浜市障害福祉計画を実効的に推進していくため、社会福祉課が中心となりながら、庁内関係機関と連携を図りながら進めていきます。

また、障害福祉サービス事業所やボランティアなどとも連携を図りながら計画を推進していきます。

第2項 計画の点検・評価

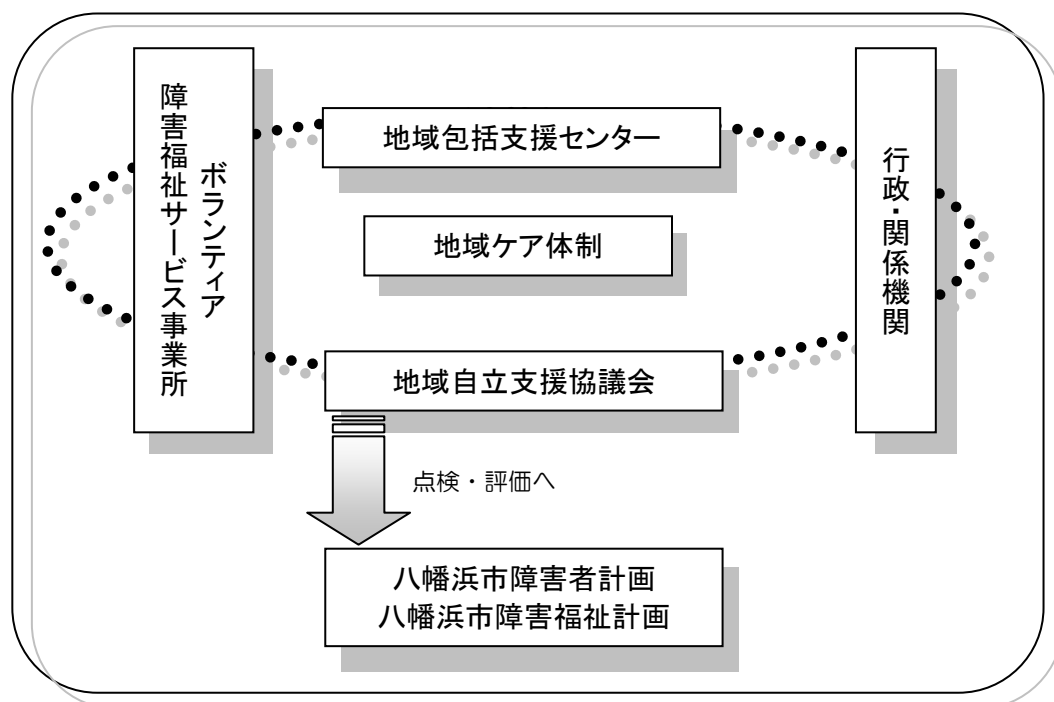
計画の点検・評価について、八幡浜市障害者計画・八幡浜市障害福祉計画の推進事業を毎年点検・評価していきます。

また、計画の点検・評価にあたっては、地域自立支援協議会等において協議するとともに、県・近隣市町と連携を図り、障害福祉サービス見込量について見直しを進めていきます。

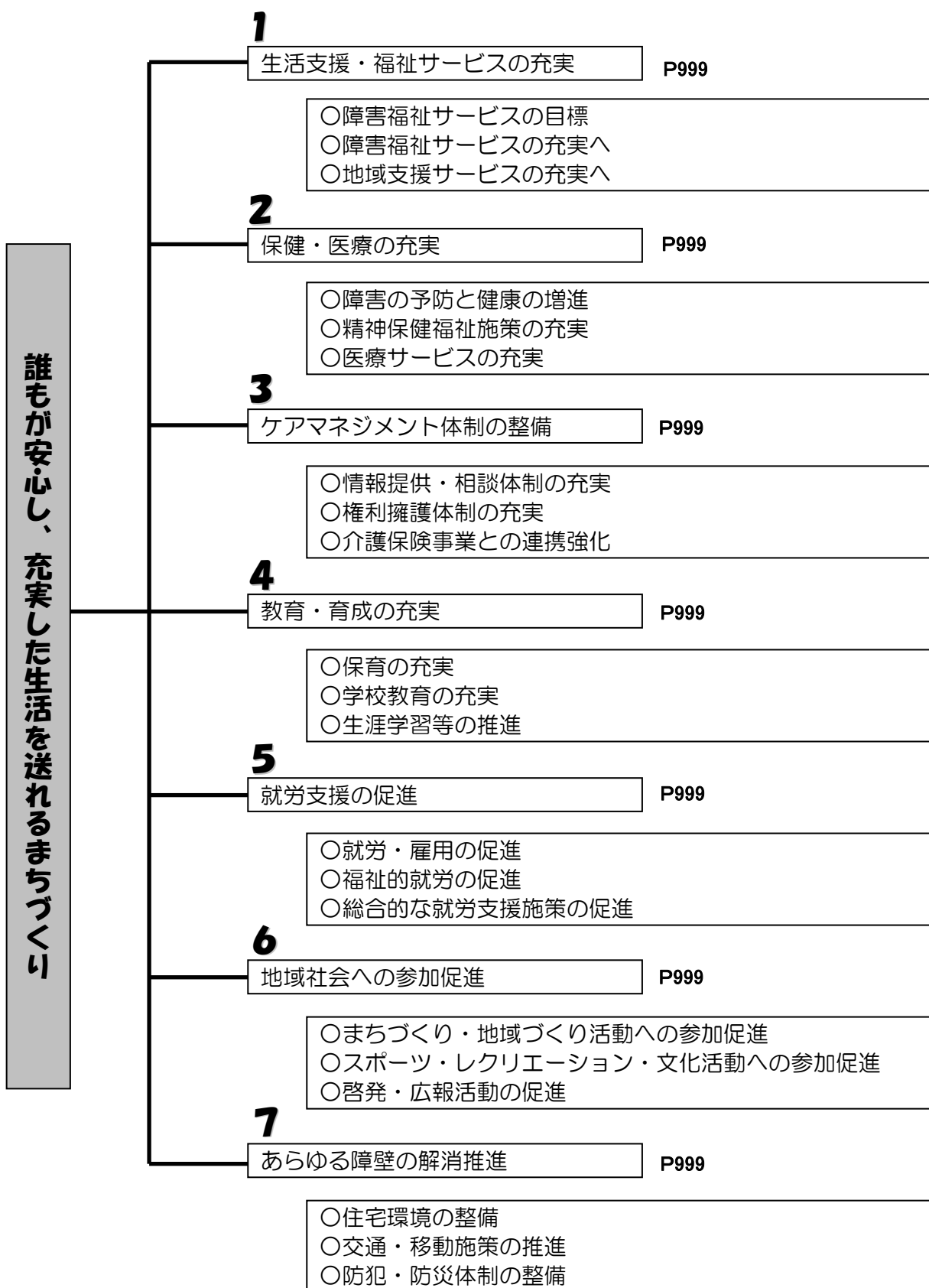
第3項 相談支援体制の強化へ

障害保健福祉施策を充実させるためにも、相談支援体制を充実させ、障害者や保護者（介助者）へのきめ細やかな支援体制を整えていきます。

なお、相談支援体制の強化にあたっては、地域自立支援協議会における地域ケア体制の構築を進めるとともに、介護保険事業における地域包括支援センターとの連携を図ります。



第4項 計画の体系



第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

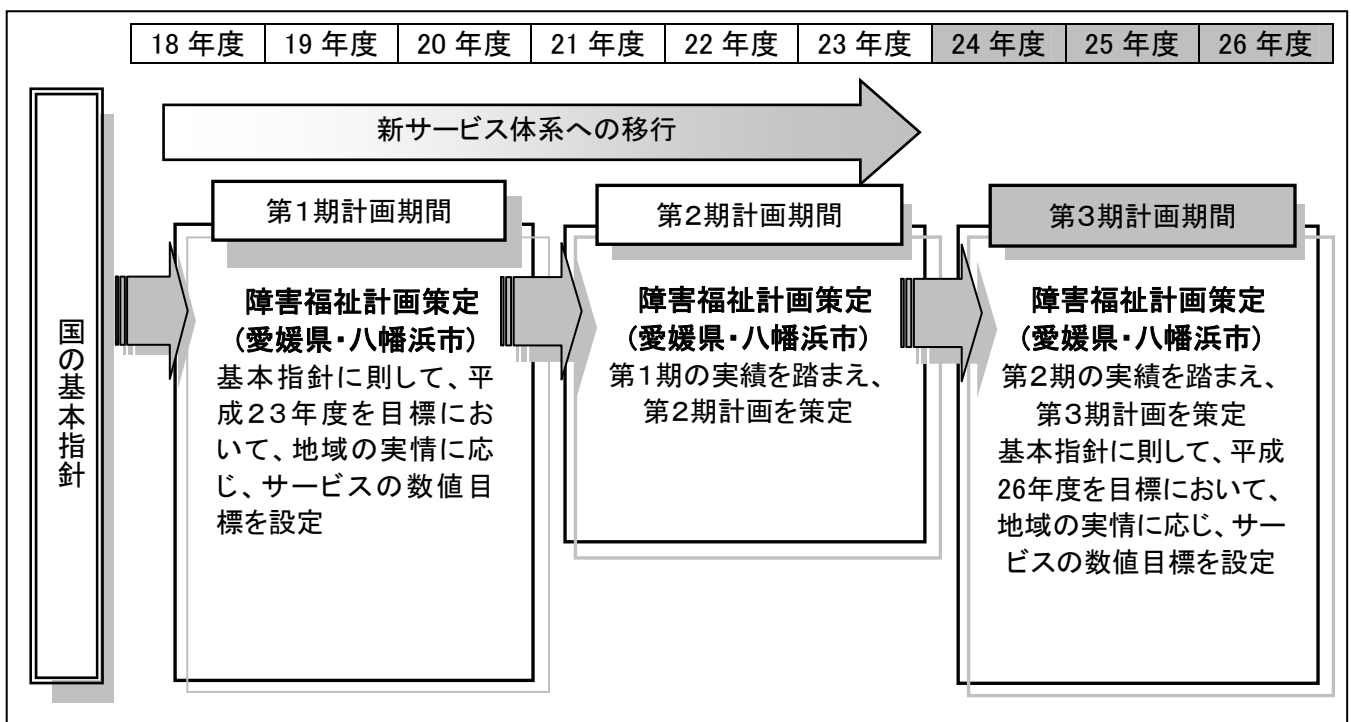
基本施策1 生活支援・福祉サービスの充実

第1項 障害者自立支援法に基づくサービス体制

(1) 障害者自立支援法に基づくサービス体制へ

①障害福祉計画策定へ

国の基本指針を踏まえながら、数値目標（事業量）を設定します。



②障害福祉サービスを提供するにあたっての基本的な理念

●障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害の種別・程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図り、障害福祉サービスの提供基盤を整備する。

●市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

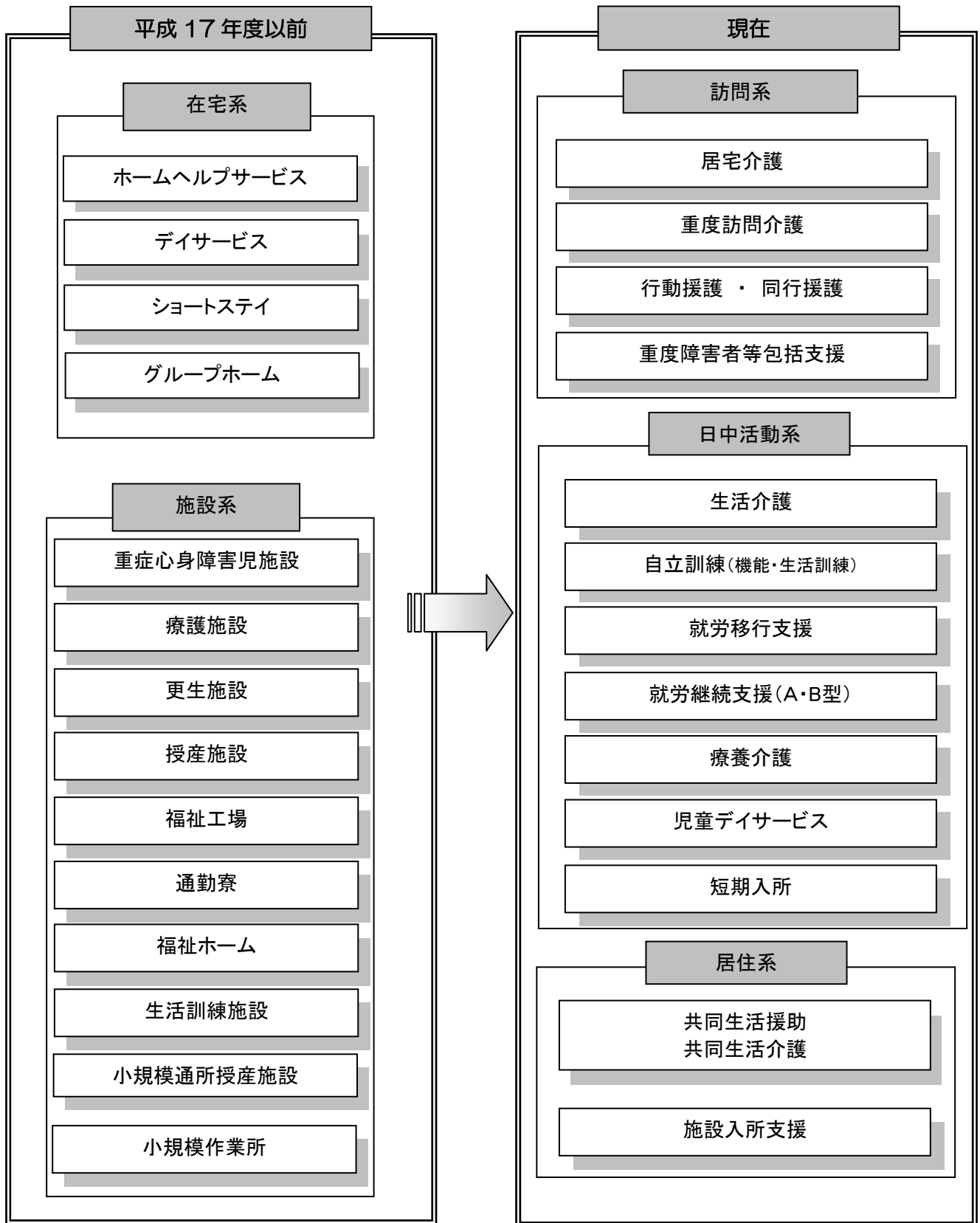
市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、三障害の制度を一元化する。また、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図る。

●地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

地域生活移行や就労支援などのサービス提供基盤を整える。また、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を活用し、基盤整備を図る。

(2) 障害福祉サービスについて

障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービスの体系が変わりました。



(3) 障害福祉サービス目標値について

障害者の地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するために、平成 23 年度を目標年度として数値目標を設定することになっています。

- 平成 26 年度末までに、入所施設の入所者の 3 割以上が地域生活に移行することをめざすことになっています。

平成 17 年度時点から 3 割以上が地域生活へ移行することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することになっています。

- 平成 26 年度末時点の施設入所者数を 1 割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することになっています。

平成 17 年度時点から 1 割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することになっています。

- 平成 26 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の 4 倍以上とすることをめざすことになっています。

平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することになっています。

- 平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することをめざすことになっています。

平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することになっています。

-
- 平成 26 年度末における就労継続支援事業利用者のうち、3 割は就労継続支援 A 型事業を利用することをめざすことになっています。

平成 26 年度末における就労継続支援事業利用者のうち、3 割は就労継続支援 A 型事業を利用することを基本として、地域の実情を踏まえて設定することになっています。

(4) 障害福祉サービス目標値

①施設入所者の地域生活への移行

平成 26 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定するにあたり、平成 17 年度の施設入所者数は 83 人となっています。

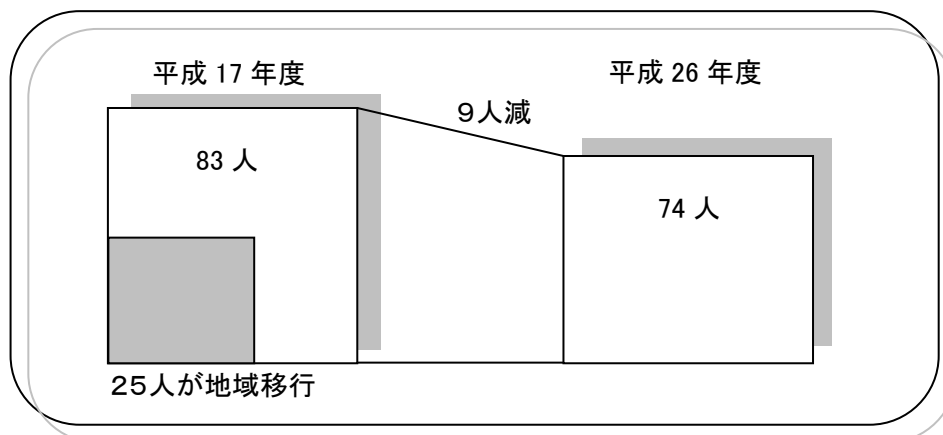
平成 26 年度末までに地域生活に移行する者の人数として、25 人 (30.1%) をめざします。また、平成 26 年度末の施設入所者削減見込数としては 9 人 (10.8%) をめざし、平成 26 年度末における施設入所支援利用者数として 74 人をめざします。

■施設入所者の地域生活への移行目標値

項目	数値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数(A)	83 人	○平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	74 人	○平成 26 年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	9 人	○差引減少見込み数
	10.8 %	
【目標値】 地域生活移行者数	25 人	○施設入所から GH・CH 等へ移行した者の数

この数値目標の設定に当たっては、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

また、平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。



②福祉施設から一般就労への移行目標

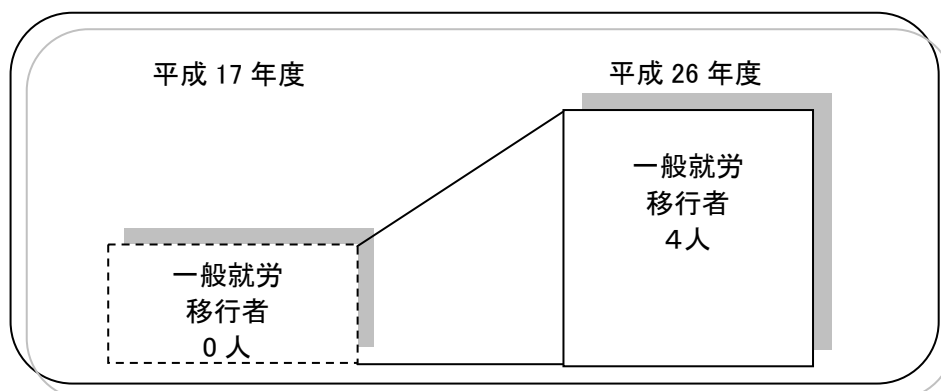
本市における平成 17 年度の福祉施設から一般就労への移行者数は0人となっています。なお、平成 26 年度に福祉施設から一般就労に移行する人数として、2人をめざします。

■福祉施設から一般就労への移行目標値

項目	数 値	考え方
平成 17 年度の 一般就労移行者数	0 人	○平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数	4 人 4 (倍)	○平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

平成 26 年度の福祉施設から一般就労移行者数として、国の基本指針では平成 17 年度の4倍以上をめざすこととされています。

本市では、福祉施設を利用している障害者の障害の状況や福祉施設の状況を検討し、平成 26 年度の福祉施設から一般就労移行者数として4人をめざします。



■福祉施設から一般就労への移行人数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移行者数	2	2	4

③就労移行支援事業の利用者数

本市の平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数は 176 人となっています。平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数は、20 人（11.4%）をめざします。

項目	数 値	考え方
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	177 人	○平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	20 人 11.3 (%)	○平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

就労移行支援事業の利用者数については、平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することになっています。八幡浜市においては、就労移行支援事業所が少なく、目標値の達成は困難と思われます。

④就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

平成 26 年度末において就労継続支援（A 型）事業を利用する者の数は 18 人、平成 26 年度末において就労継続支援（B 型）事業を利用する者の数は 41 人となっています。

平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続 支援（A 型）事業を利用する者の割合は、30.5%をめざします。

項目	数 値	考え方
平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	18 人	○平成 26 年度末において就労継続支援（A 型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	41 人	○平成 26 年度末において就労継続支援（B 型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）	59 人	○平成 26 年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）／（B）	30.5 %	○平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A 型）事業を利用する者の割合

就労継続支援（A型）事業の利用者の割合については、平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援（A 型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することになっています。

第2項 障害福祉サービスの充実へ

(1) 訪問系サービス見込量

平成24年度から平成26年度までの訪問系サービス見込量をみると、年々利用時間が増加していくものと見込まれます。

■訪問系サービス見込量一覧

	サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス	居宅介護	657.1 時間分	699.5 時間分	741.9 時間分
	重度訪問介護			
	行動援護			
	同行援護			
	重度障害者等 包括支援			

(2) 日中活動系サービス見込量

平成24年度から平成26年度の第3期の日中活動系サービス見込量をみると、生活介護が最も利用者数が多くなるものと見込まれます。

■日中活動系サービス見込量一覧

	サービス名	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		人数	量	人数	量	人数	量	
日中活動系サービス	生活介護	98	1,608 人日	100	1,657 人日	102	1,674 人日	
	自立訓練(機能訓練)	1	8 人日	1	8 人日	1	8 人日	
	自立訓練(生活訓練)	3	44 人日	3	44 人日	3	44 人日	
	就労移行支援	18	341 人日	19	360 人日	20	379 人日	
	就労継続支援(A型)	16	263 人日	17	279 人日	18	296 人日	
	就労継続支援(B型)	37	671 人日	39	707 人日	41	744 人日	
	療養介護	12		12		12		
	短期入所	9	80 人日	9	80 人日	9	80 人日	
	障害児通所支援	児童発達支援	32	150 人日	33	155 人日	34	160 人日
		医療型児童発達支援	0	0 人日	0	0 人日	0	0 人日
放課後等デイサービス		0	0 人日	0	0 人日	0	0 人日	
その他	相談支援	計画相談支援	30		32		34	
		地域移行支援	5		6		7	
		地域定着支援	5		6		7	

①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間における入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

平成 24 年度に 101 人分、平成 25 年度に 103 人分、平成 26 年度には 105 人分を見込んでいます。

■生活介護

	実績値			推計値		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	32	36	61	98	100	102
人日分	545	622	1,179	1,608	1,657	1,674

②自立訓練（機能訓練）

理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや日常生活上の支援等を実施する事業です。

平成 24～26 年度において、利用者を 1 人分見込んでいます。

■自立訓練(機能訓練)

	実績値			推計値		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	1	1	1	1	1	1
人日分	7	8	7	8	8	8

③自立訓練（生活訓練）

食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の支援を実施します。

平成 24～26 年度において、利用者を 3 人分見込んでいます。

■自立訓練(生活介護)

	実績値			推計値		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	1	1	1	3	3	3
人日分	3	4	1	44	44	44

④就労移行支援

一般就労等への移行に向けて事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場定着のための支援等を実施します。

平成 24 年度に 18 人分、平成 25 年度に 19 人分、平成 26 年度には 20 人分を見込んでいます。

■就労移行支援

	実績値			推計値		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	13	19	17	18	19	20
人日分	253	349	323	341	360	379

⑤就労継続支援（A 型）

通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援します。

平成 24 年度に 16 人分、平成 25 年度に 17 人分、平成 26 年度には 18 人分を見込んでいます。

■就労継続支援(A 型)

	実績値			推計値		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	1	6	15	16	17	18
人日分	8	107	271	263	279	296

⑥就労継続支援（B 型）

就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。

平成 24 年度に 37 人分、平成 25 年度に 39 人分、平成 26 年度には 41 人分を見込んでいます。

■就労継続支援(B 型)

	実績値			推計値		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	13	23	35	37	39	41
人日分	247	408	594	671	707	744

⑦療養介護

病院等への入院による医学的管理のもと、食事や入浴等の介護を提供します。
平成 24～26 年度においては、児童福祉法からの移行した 12 人を見込んでいます。

■療養介護

	実績値			推計値		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	0	0	0	12	12	12

⑧障害児通所支援

日常生活における基本的な動作の指導を行ったり、個別プログラムに添った集団療育を行います。

平成 24 年度に 150 人日分、平成 25 年度に 155 人日分、平成 26 年度には 160 人日分を見込んでいます。

■障害児通所支援

		実績値			推計値		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害児通所支援	人分	22	30	31	32	33	34
	人日分	116	133	125	150	155	160
児童発達支援	人分				32	33	34
	人日分				150	155	160
医療型児童発達支援	人分				0	0	0
	人日分				0	0	0
放課後等デイサービス	人分				0	0	0
	人日分				0	0	0

⑨短期入所

入浴、排せつまたは食事等の介護や日常生活上の介護や支援を提供します。
平成 24～26 年度において、利用を 80 人日分見込んでいます。

■短期入所

	実績値			推計値		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	9	9	8	9	9	9
人日分	72	83	73	80	80	80

(3) 居住系サービス見込量

平成 24 年度から平成 26 年度の居住系サービス見込量をみると、共同生活援助・共同生活介護は平成 24 年度の 23 人から平成 26 年度には 27 人まで増加するものと見込まれます。

また、施設入所支援は平成 24 年度の 72 人から平成 26 年度には 74 人まで増加するものと見込まれます。

■居住系サービス見込量一覧

単位：人

サービス名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居住系 サービス	共同生活援助 共同生活介護	33	35	37
	施設入所支援	82	82	82

①共同生活援助・共同生活介護

食事の援助、掃除、洗濯、買い物等日常生活関連動作の支援、緊急時の応急対策、健康管理、服薬管理、金銭管理の援助、地域生活のルール、コミュニケーション支援、余暇活動の支援などを提供します。

平成 24 年度に 33 人分、平成 25 年度に 35 人分、平成 26 年度には 37 人分を見込んでいます。

年々増加を見込んでいるのは、退院可能精神障害者が退院後利用されるのを見込んでいるためです。

■共同生活援助・共同生活介護

	実績値			推計値		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	18	18	21	33	35	37

②施設入所支援

夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を提供します。

平成 24～26 年とも 82 人分を見込んでいます。なおこの中には、18 歳以上の障害児施設継続入所者 8 人を含みます。

なお、平成 21～23 年度の実績が少ないのは、施設の新体系サービスへの移行が遅いためです。

■施設入所支援

	実績値			推計値		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人分	18	25	49	82	82	82

(4) その他サービス見込量

○相談支援

計画相談支援は、相談支援専門員が、生活全般に関する相談や、障害福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画（プログラム）の作成などを行います。

平成 24～26 年度でそれぞれ 61～67 人分の利用を見込んでいます。

地域移行支援は、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

平成 24～26 年度でそれぞれ 10～14 人分の利用を見込んでいます。

地域定着支援は、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

平成 24～26 年度でそれぞれ 10～14 人分の利用を見込んでいます。

■相談支援

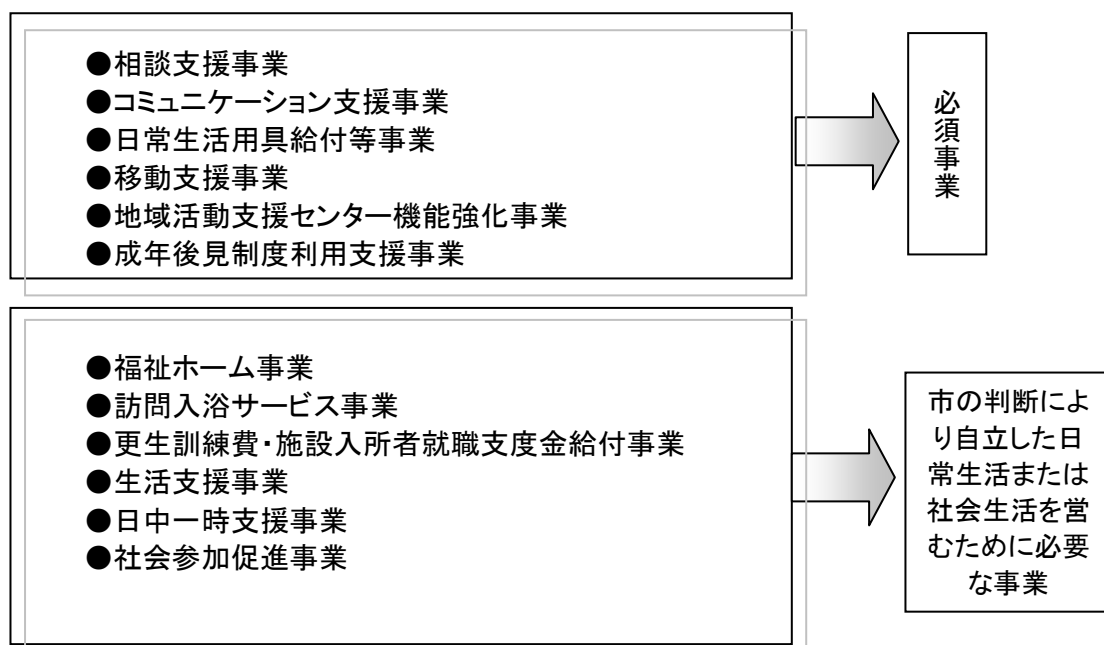
		実績値			推計値		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人分	0	0	0	30	32	34
地域移行支援	人分				5	6	7
地域定着支援	人分				5	6	7

第3項 地域支援サービスの充実へ

(1) 地域生活支援事業について

障害者及び障害児が個人の能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するための事業となります。

事業内容としては、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業・手話通訳者の派遣等を行う事業・日常生活用具の給付・障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行います。



(2) 実施見込み地域生活支援事業

① 相談支援事業

障害者等の福祉に関する問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整・その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

■ 相談支援

単位：年

	実績値			推計値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
設置箇所数(箇所)	4	4	4	4	4	4

② コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■ コミュニケーション支援事業

単位：月

	実績値			推計値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手話通訳者設置事業 (箇所)	2	2	2	2	2	2
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業利用者数(件)	465	495	500	500	500	500

③ 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付等することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図ります。

■ 日常生活用具給付等事業

単位：年

	実績値			推計値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日常生活用具給付等事業	843	926	936	939	939	939

④移動支援事業

障害者等の移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加への支援を行います。

■移動支援事業

単位：月

	実績値			推計値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用者数(人)	15	13	15	16	17	18
利用時間(時間)	978.0	969.0	500.0	1,095.4	1,163.8	1,232.3

⑤地域活動支援センター機能強化事業

障害者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的として支援を行います。

■地域活動支援センター機能強化事業

単位：月

	実績値			推計値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域活動支援センター Ⅰ型(箇所)	89(1)	95(1)	100(1)	100(1)	100(1)	100(1)
地域活動支援センター Ⅱ型(箇所)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
地域活動支援センター Ⅲ型(箇所)	45(2)	40(2)	50(2)	50(2)	50(2)	50(2)

⑥福祉ホーム事業

住居を求めている障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として支援を行います。

■福祉ホーム事業

単位：月

	実績値			推計値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
利用者数(人)	6	6	3	3	4	5

⑦訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的として支援を行います。

■訪問入浴サービス事業

単位：月

	実績値			推計値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
利用者数(人)	2	2	2	2	2	2

⑧更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

更生訓練費は就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的として支援を行います。また、施設入所者就職支度金給付事業は入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、または就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的として支援を行います。

■更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

単位：月

	実績値			推計値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
利用者数(人)	1	3	1	1	1	1

⑨生活支援事業

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的として支援を行います。

■生活支援事業

単位：年

	実績値			推計値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1

⑩日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として支援を行います。

■日中一時支援事業

単位：年

	実績値			推計値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
利用者数(人)	16	19	20	20	20	20

⑪社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的として支援を行います。

■社会参加促進事業

単位：年

	実績値			推計値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業(箇所)	1	1	1	1	1	1
奉仕員養成研修事業(箇所)	1	1	1	1	1	1
自動車運転免許(箇所)	1	1	1	1	1	1

(3) 地域生活支援事業見込量

八幡浜市における地域生活支援事業見込量については、下記のとおりを見込んでいます。

サービス種別	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		
		実施見込箇所数等	実利用見込者数等	実施見込箇所数等	実利用見込者数等	実施見込箇所数等	実利用見込者数等	
相談支援事業		4		4		4		
一般相談支援事業	箇所	4		4		4		
障害者自立支援協議会	有無	有(1か所)		有(1か所)		有(1か所)		
相談支援機能強化事業	有無	無		無		無		
住宅入居等支援事業	有無	無		無		無		
成年後見制度利用支援事業	有無	有(1か所)		有(1か所)		有(1か所)		
コミュニケーション支援事業								
手話通訳者設置事業	箇所	2		2		2		
手話通訳・要約筆記者派遣事業	人		500		500		500	
日常生活用具給付等事業	人		939		939		939	
移動支援事業	利用見込者数		16		17		18	
	利用見込時間数		1,095.4		1,163.8		1,232.3	
地域活動支援センター機能強化事業	I 型	箇所/人	1	100	1	100	1	100
	II 型	箇所/人	0	0	0	0	0	0
	III 型	箇所/人	2	50	2	50	2	50
その他事業								
福祉ホーム事業	箇所/人	1	3	1	4	1	5	
訪問入浴サービス事業	箇所/人	1	2	1	2	1	2	
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	箇所/人	1	1	1	1	1	1	
生活支援事業	箇所	1		1		1		
日中一時支援事業	箇所/人	1	20	1	20	1	20	

(4) 地域自立支援協議会

① 地域自立支援協議会の位置づけ

障害者自立支援法第77条の第1項では、市町村が実施する相談支援事業について定められていますが、その中で相談支援事業として実施すべき便宜の供与については、障害者自立支援法施行規則において「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」が求められています。

また、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においては、相談支援体制の構築を図るとともに、事業の効果的な運営のために「地域自立支援協議会」の設置が求められています。

② 八幡浜市地域自立支援協議会の目的

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる協議を行い、障害者の地域で自立した豊かな暮らしを実現することを目的としています。

③ 八幡浜市地域自立支援協議会の機能と取り組み

機能	取り組み
調整機能	地域の関係機関によるネットワーク
情報機能	困難事例への対応のあり方を情報共有
開発機能	地域の社会資源の開発・改善
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組みを展開
評価機能	・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・サービス利用計画作成費対象者等の評価 ・市町村相談支援機能強化事業の活用
教育機能	構成員の資質向上の場として活用

④八幡浜市地域自立支援協議会の強化・連携

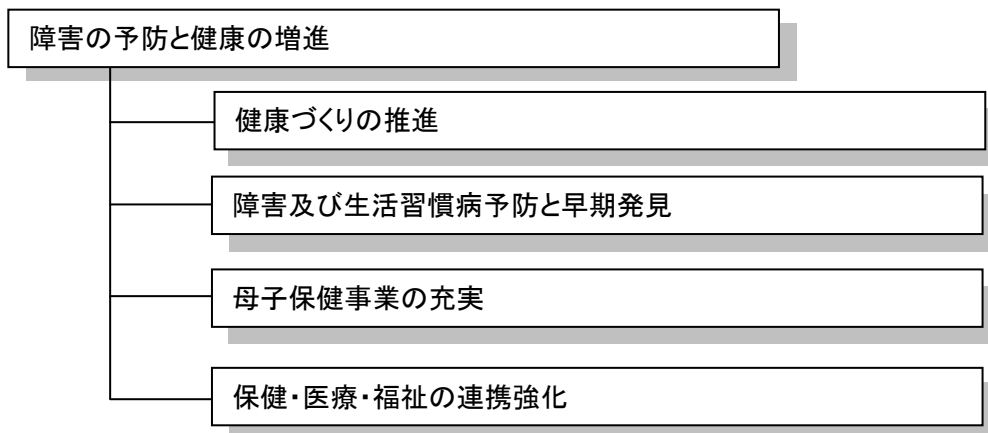
相談支援を適切に実施していくため、八幡浜市地域自立支援協議会において、相談支援事業の運営評価、困難事例への対応のあり方等に関する助言・指導の確保を図ります。また、障害種別ごとの相談支援事業者の連携、情報の共有、資質の向上等を図るため、部会等の設置を検討します。

ライフステージで途切れることがなく相談支援の継続・調整を図るため、保健医療・福祉・教育・労働など関係機関等とのネットワーク体制の整備とコーディネート機能の充実を図ります。

相談支援事業者等との情報交換を密にし、相談支援事業の普及に努めるとともに、個別ケア会議の状況を踏まえ、ケアマネジメントにより利用者本位のニーズに対応できるサービス提供を図ります。

基本施策2 保健・医療の充実

第1項 障害の予防と健康の増進



■現状及び課題について

住民が体や心の健康づくりに努めていくことが大切といえます。

障害の予防のためには、早い時期から障害が発見され、早期に療育を受けることのできる体制を整え、障害の発生予防の充実を図ることが大切であり、これまで、妊娠期からの健康診査や健康相談など各種保健事業を推進してきました。また、介護保険事業及び保健事業と連携を図り、高齢者の生活習慣病予防のための対策や健康診査、介護予防事業にも取り組んでいます。

また、精神障害者対象調査において生活をよりよくするために必要なことをたずねたところ、「家族の健康がよい状態でいてほしい」が51.3%と最も多く、障害者のみならず家族や介助者への「健康面」へのサポートが必要といえます。

■施策の方向について

(1) 健康づくりの推進

各種健康づくりを総合的に推進し、健康的な生活スタイルの確立をめざしていきます。また、障害の発生について啓発活動を推進し、健康の保持増進を図っていきます。そのため、各種健康相談や健康教室の活動の充実に努めます。

(2) 障害及び生活習慣病予防と早期発見

生活習慣病の早期発見、早期治療による障害の発生予防、軽減を図るため、健康教育や健康診査、健康相談等の周知と普及促進に努めます。

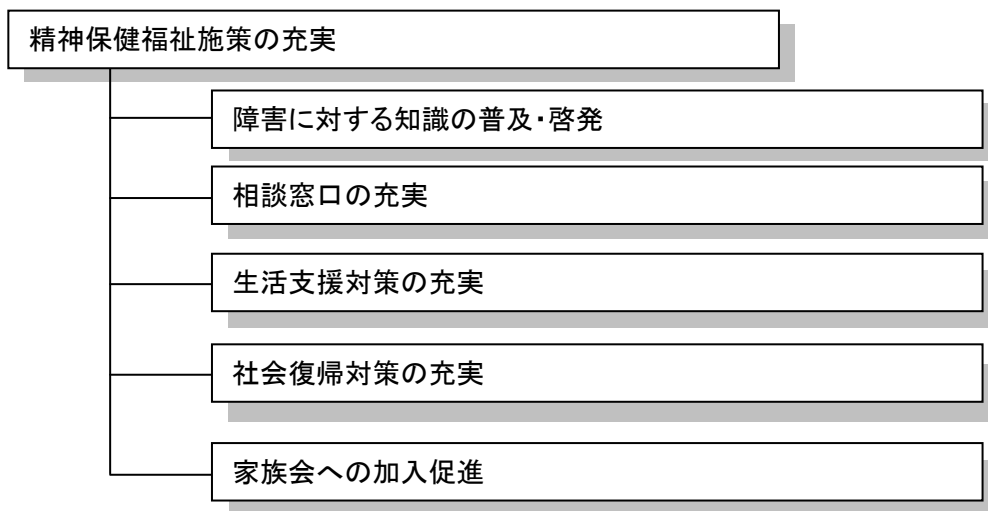
(3) 母子保健事業の充実

妊婦に対して育児相談や訪問指導等、健康管理対策を推進するとともに、育児相談や乳幼児の成長段階における各種健診事業の充実に務めるなど、母子の育児支援と適切な療育指導に努めていきます。

(4) 保健・医療・福祉の連携強化

障害を軽減し、障害をもつ人の自立を促進するため、障害をもつ人が適切な医療・リハビリテーションを安心して受けることができるよう、保健・医療・福祉の連携による整備体制づくりを推進します。

第2項 精神保健福祉施策の充実



■現状及び課題について

近年の社会・経済情勢により、ストレスや悩みをかかえて暮らしている方が多くなっています。本市においても、精神障害者保健福祉手帳を所持する方が年々多くなっており、精神的に悩んでいる方を支えていく地域社会の形成が必要となっています。

しかしながら、精神障害者施策はこれまで支援費制度外となっており、障害者自立支援法によりようやく、三障害一元化が図られることになりました。また、精神障害への偏見や差別は依然としてあることから、住民への精神障害及び精神障害者への理解を深めることが大切です。そのためにも、行政窓口、保健所・保健センター、病院機関等が連携を図り、精神保健福祉施策の充実を図っていくことが必要です。

また、今後、退院可能精神障害者の退院促進を図るためにも、退院後、安心して暮らしていくことのできる環境整備を進めていくことが大切です。

■施策の方向について

(1) 障害に対する知識の普及・啓発

社会生活環境の複雑化によるストレスの増大に伴い、神経症、うつ病等の精神疾患が増加していることから、精神保健知識の普及啓発や精神保健相談の充実に努めます。

また、学習会や講演会を開催し、精神障害者への差別等についての正しい知識の普及に努めます。

(2) 相談窓口の充実

精神障害者及びその家族のニーズに対応した多様な相談体制を医療機関など関係機関と連携を図りながら充実していきます。また、地域生活支援事業の相談支援事業の充実を図り、身近な地域で相談ができる相談窓口の体制を努めていきます。

(3) 生活支援対策の充実

市民の精神的健康の保持・増進、精神障害の発生予防から社会復帰、リハビリテーションまで、精神保健福祉に関して、幅広く、総合的な支援の充実を図ります。また、医師や保健師等との連携を図り、生活支援対策の充実を図ります。

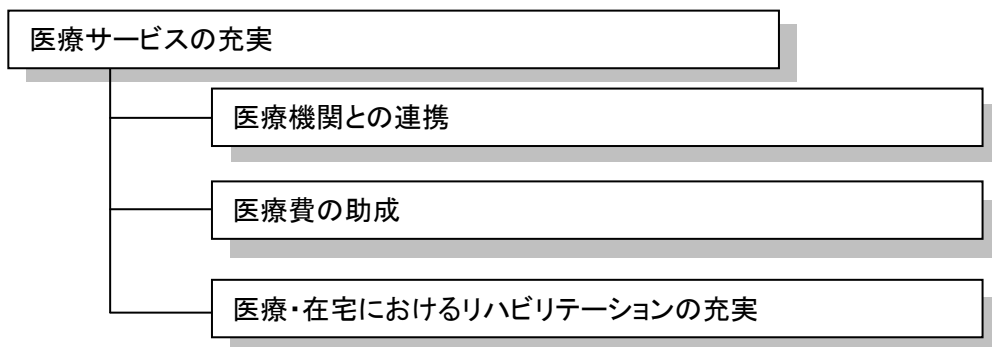
(4) 社会復帰対策の充実

精神障害者ができる限り地域で生活していけるようにするため、訪問系サービスの充実、ショートステイやグループホームの各居宅生活支援を推進します。また、退院可能精神障害者の退院・社会復帰をめざすため、県・近隣市町及び医療機関と連携を図り必要なサービスの整備に努めます。賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整などについての相談支援を行います。

(5) 家族会への加入促進

精神障害者保健福祉手帳所持者、通院治療者に対し、広く家族会を紹介、加入を促進し、本人、家族を支援していきます。

第3項 医療サービスの充実



■現状及び課題について

高齢化に伴い、医療機関へかかる方が多くなっており、年々、国や地方自治体に占める予算中、医療費の占める割合が多くなっています。障害をもたないよう健康の保持に努めていくことが重要であるとともに、障害のある人の健康の保持、障害の軽減、心身機能の維持・回復を促進するため、身近な地域で受けることのできる医療サービスの充実を図っていくことが大切です。

また、障害者が医療機関に通院している割合が多いことから、医療機関との連携をより一層図ることが必要です。

■施策の方向について

(1) 医療機関との連携

医療機関と連携して、障害のある人に配慮した診療内容・体制の充実等を図ります。

(2) 医療費の助成

障害の除去・軽減に向けた適切な医療を確保するため、自立支援医療制度等により、助成を行います。

(3) 医療・在宅におけるリハビリテーションの充実

保健、医療、福祉の連携のもとに、身近な医療機関で医学的リハビリテーションを受けることのできる体制を整えていきます。また、在宅におけるリハビリテーションの充実に努め、寝たきり等の防止を図っていきます。

基本施策3 ケアマネジメント体制の整備

第1項 情報提供・相談体制の充実

情報提供・相談体制の充実

相談事業の充実

情報提供の充実

■現状及び課題について

障害のある人が日常生活を送るうえでかかえているさまざまな問題や悩みを解決し、自立と社会参加を促進するためには、相談体制の整備・充実を図る必要があります。

また、実際に困ったことなどを相談する際の主な相談先は、「家族」という人が多く、地域生活支援センター、身体・知的障害者相談員、民生委員・児童委員などはまだまだ少ないのが現状です。

今後は医療機関や相談支援機関、障害福祉サービス事業所等と連携を図りながら、総合的かつ専門的な相談体制の充実に努める必要があります。

■施策の方向について

(1) 相談事業の充実

障害者が安心して地域で暮らしていくことのできる体制を整えるため、情報提供、相談活動等の推進を図ります。

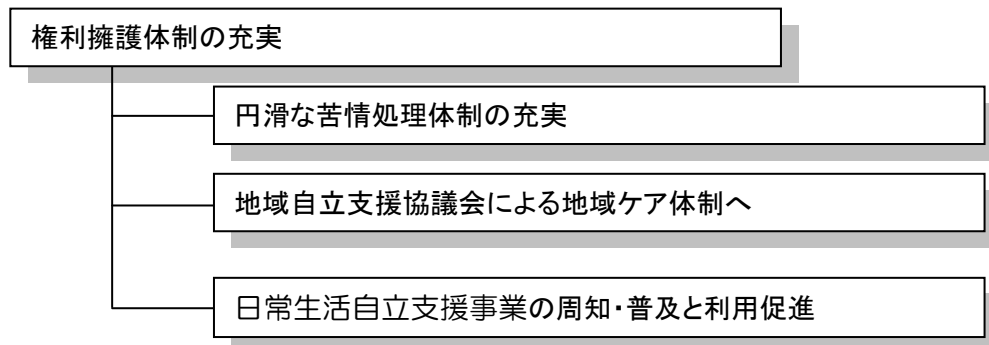
情報提供・相談体制の充実にあたっては、相談支援機関や障害福祉サービス事業所、保健センター等と連携を図り、身近な相談支援体制の充実にめざします。

(2) 情報提供の充実

県と連携を図り、字幕入りビデオカセットライブラリー事業や広報等発行事業等、障害者へわかりやすい情報の提供体制の充実に努めます。

また、インターネット等IT技術を用いた的確な情報提供にも努めていきます。

第2項 権利擁護体制の充実



■現状及び課題について

判断能力が十分でない人が自己の権利・利益を守り、人間らしい生活を営むためには、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等の支援を受けることが必要です。そのため、事業・制度として、日常生活自立支援事業、成年後見制度などがあります。

しかしながら、日常生活自立支援事業、成年後見制度などの認知度は低いのが現状であり、十分な周知がされているとはいえない状況です。

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、苦情の受け付けや処理ができる体制づくり、日常生活自立支援事業、成年後見制度の周知・普及と利用の促進を図ることが今後の課題といえます。

■施策の方向について

(1) 円滑な苦情処理体制の充実

福祉サービスに関する苦情に対応するため、苦情解決体制の積極的な周知を図るとともに、迅速かつ適切な対処窓口を設け、円滑なサービス利用を支援します。

(2) 地域自立支援協議会等による地域ケア体制へ

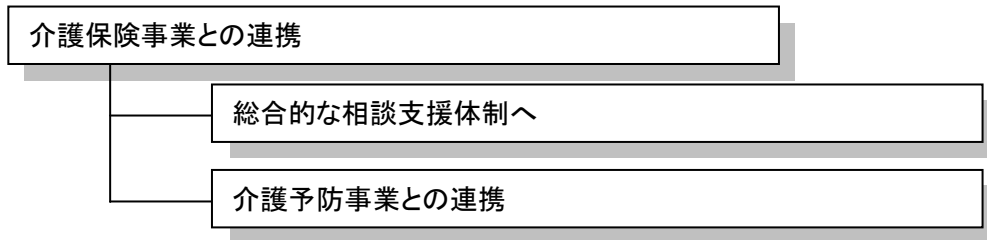
質の高い福祉サービスを確保する観点から、障害福祉サービス関係機関職員等で構成する、地域自立支援協議会等を活用し、各障害者の障害程度にあわせた支援体制を構築していきます。

(3) 日常生活自立支援事業の周知・普及と利用促進

障害者の人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な者に対応する日常生活自立支援事業、成年後見制度など障害者の権利擁護に関する事業及び財産管理を支援するシステムについて、利用の促進を図っていきます。

実施にあたっては、社会福祉協議会が行う事業により適切なサービス支援を行っていくとともに、介護保険事業における権利擁護事業とも連携を図ります。

第3項 介護保険事業との連携強化



■現状及び課題について

少子高齢化の進行とともに障害者の高齢化も進んでおり、高齢化に伴うさまざまな疾病等への対応や健康づくりに関する施策を充実させる必要があります。

身体障害が生じた時期については、60歳を過ぎてからという方が多く、身体障害者の方は高齢期になり障害を生じた割合が多いのが現状です。

本市では第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）に基づき、要介護度が軽度な高齢者や特定高齢者に対して介護予防事業を推進していきますが、今後もこれまで以上に介護予防事業との連携を強化し、加齢に伴う障害発生を予防するとともに、ライフステージに応じた適切なフォローアップができるよう、総合的な相談支援体制を充実する必要があります。

■施策の方向について

（1）総合的な相談支援体制へ

身体障害者手帳を所持する方の年齢をみると、高齢期になり手帳を所持する方が多くなっています。

障害者の地域生活の支援を進めるためには、ライフステージに応じた適切な対応が必要となることから、介護保険事業における相談支援体制の拠点となる地域包括支援センターと連携を図り、総合的な相談支援体制の充実に努めます。

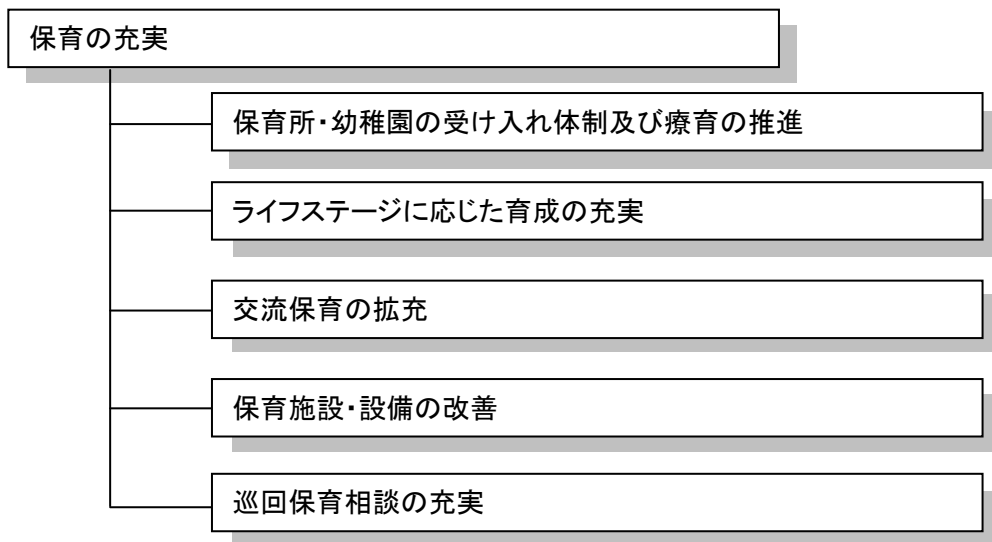
（2）介護予防事業との連携

第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）に基づき、要介護度が軽度な高齢者や特定高齢者に対して介護予防事業を推進していきます。

高齢者の健康づくりを進める介護予防事業と連携を図り、加齢に伴う障害発生の予防に努めていきます。

基本施策4 教育・育成の充実

第1項 保育の充実



■現状及び課題について

「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人もない人も、ともに生活しともに生きる社会を実現するためには、幼少時から活動を共有し、ともに学び、ともに育ち合い、障害に対する正しい理解と認識を深めることが重要です。

次世代育成支援地域行動計画に基づき、要支援児へのきめ細やかな取り組みとして、保育所や幼稚園での障害児保育の充実に努めています。

通所・通学している障害児や要支援児にとって、休日等に活動できる仲間や施設がほしいという要望が多く、休日でも交流・ふれあえる場が求められています。

今後は障害のある幼児と障害のない幼児と一緒に活動する統合保育を推進するとともに、それに向けての人的・物的体制を整備していくことが課題となります。

■施策の方向について

(1) 保育所・幼稚園の受け入れ体制及び療育の推進

身近な地域における療育の場を確保するため、障害児保育に取り組んでいきます。また、集団保育を通じて健やかな発達を促すことができるよう、次世代育成支援地域行動計画の内容に沿いながら、障害等のある幼児の保育所・幼稚園での受け入れ体制を整えていきます。

(2) ライフステージに応じた育成の充実

障害児に対して、最も適切な保育の場を提供するため、育成体制の整備を図り、障害児一人ひとりの成長過程における能力や障害の種類、程度に応じた体制の充実を図ります。

なお、平成24年度より、社会福祉課において就学後の児童・生徒の発達障害児支援施策を進めて体制を構築していきます。

(3) 交流保育の充実

障害のある子どもと障害のない子ども等との交流を積極的に進めることによって、相互理解を図ります。

(4) 保育施設・設備の改善

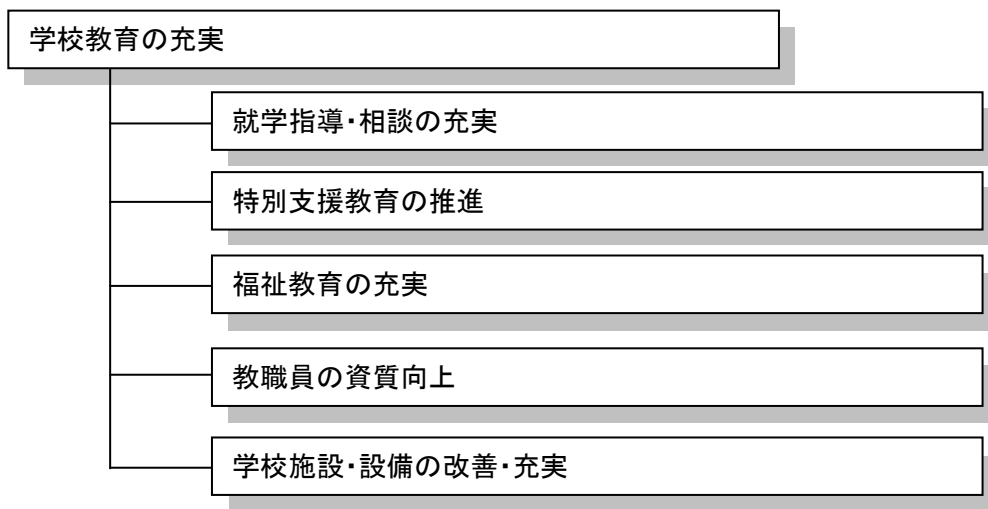
障害等のある子どもが保育所・幼稚園で安全に保育・教育を受けることのできる体制を整えるために、関係施設の整備・改善を図ります。

(5) 巡回保育相談の充実

市内の保育所・幼稚園に通園する障害等がある幼児に対して、巡回保育相談体制の充実を図ります。

また、特別支援学校や小・中学校、幼稚園・保育所、医療機関、その他障害児関係施設、児童相談所等の連携のもとに、障害のある子どもとその保護者が早期から教育相談を継続的に受けられる体制の整備に努めます。

第2項 学校教育の充実



■現状及び課題について

障害に応じて「特別の場」で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的「ニーズ」に応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へと転換して、5年が経過しました。

また、平成17年度に発達障害者支援法が施行されたことを踏まえ、通常学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症の児童生徒に対する総合的な支援体制として、特別支援教育推進体制の整備を進め、乳幼児期から就労にいたる長期的な視点から、一貫した支援体制の整備が進められています。

今後は、障害のある人とない人がともに学び合い、生活のなかに障害のある人もない人もともに生きているという当然の状況を認識し、豊かな人間性ややさしさを育むことができるよう、条件整備の推進が課題となります。

■施策の方向について

（1）就学指導・相談の充実

障害者を育てる親の悩みや不安の解消を図るため、専門職員による相談体制を強化していきます。また、障害児個々の健康状態や適性、あるいは、成長段階に応じた適切な教育を受け入れることにより、その能力を最大限に発揮することができる教育指導の充実に努めながら、保護者や本人の考え方や意見を十分に聞き入れ、適性就学の推進に努めます。

(2) 特別支援教育の推進

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、適切な指導及び支援が行えるよう、幼小中学校等における特別支援教育を推進します。

特に、校内委員会の機能を高め、特別支援教育コーディネーターの実践力の向上を図るとともに、保護者や各関係機関との連携を深めながら、校内支援体制の充実に努めます。

(3) 福祉教育の充実

学校教育のなかで、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流・ふれあいを深め、思いやりの心をもつことのできる教育の充実に努めます。

(4) 教職員の資質の向上

幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するために、指導力向上のための各種研修会に積極的に参加するとともに、校内研修の充実に努めます。

(5) 学校施設・設備の改善・充実

幼児児童生徒の実態にあわせ、安全で安心できる教育環境を確保するために、計画的な校内の段差解消やトイレの改修など、施設設備の整備・充実に努めます。

第3項 生涯学習等の推進

生涯学習等の推進

生涯学習の充実

生涯学習施設の整備

■現状及び課題について

障害のある人もない人も、能力を高めて自ら成長し、生きがいを感じながら自分らしく生きることは当然の権利といえます。

そのため障害のある人の一人ひとりの可能性を引き出し、健やかな成長と将来、主体的に自立した生活を送るための能力と社会生活の基礎を養うことが重要になります。

しかしながら、障害のある人の社会活動への参加は依然として少ないのが現状であり、これからはボランティアなどの社会活動へ積極的に参加することのできる環境づくりが大切です。

そのため、年齢や障害の有無に関係なく市民がともに学習する場を確保し、ニーズにあった多様な学習の場・機会を創出していくことが必要です。また、外出の際に地域住民との交流が行えるような外出機会が増えていくことも大切です。

さらに、生涯学習施設のバリアフリー化を進め、障害をもつ人ももたない人と同じように生涯学習等に気軽に参加することができるよう、環境づくりを進める必要があります。

■施策の方向について

(1) 生涯学習の充実

障害者のニーズに応じた生涯学習活動を推進し、障害がある人とない人との交流を促進していきます。

また、障害者が生涯学習に参加しやすいよう、講演会等の開催やふれあいの場を提供していきます。

(2) 生涯学習施設の整備

障害者が生涯学習に気軽に参加できるよう、生涯学習関連施設のスロープの設置あるいは身体障害者の利用が可能なトイレの新設等、バリアフリー化を進めます。

基本施策5 就労支援の促進

第1項 就労支援の促進

就労支援の促進

就労支援の促進

■現状及び課題について

障害のある人が就労し、その能力を発揮し収入をえることは本人の社会参加につながり、経済的な自立をもたらすのみならず、生活の質を高め、生きがいを見出すことにもつながります。

しかし、就労の状況としては福祉施設等から障害者の一般就労への移行は難しく、障害のある人の就労率は依然として低いのが現状です。

今後は、障害のある人の就労の機会の拡大や就労継続を支援する相談支援体制を充実させるとともに、各関係機関との連携を図りながら、企業に対して障害のある人の就労への理解を深めるための啓発も重要な課題となります。

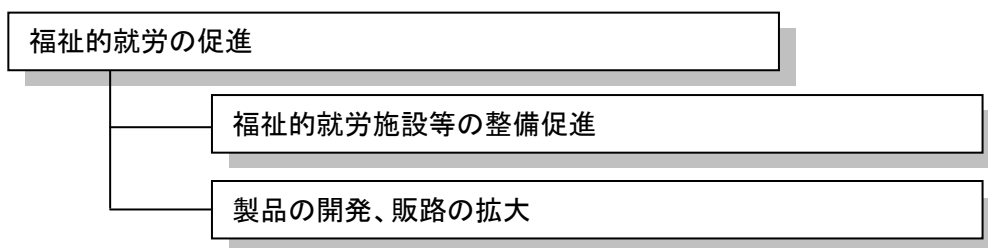
■施策の方向について

(1) 就労支援の促進

県やハローワーク等の関係機関と連携を図り、障害者雇用率制度の周知・啓発を図るとともに、企業等に対して、法定雇用率の達成に向けた障害者雇用への取り組みを推進するよう働きかけていくとともに、障害者雇用に関する正しい知識の啓発に努めるため、ハローワークや関係機関と連携を図り、事業者等に働きかけていきます。

また、障害者就業・生活支援センター「ねっと work ジョイ」（八幡浜・大洲圏域）の活用による障害者への就労支援を進めていきます。

第2項 福祉的就労の促進



■現状及び課題について

一般企業への就労が困難な重度障害者であっても、地域社会で自立した生活を実現するためには、日中の就労の場を確保し、職業を通じた社会参加を果たすことが重要です。

身体障害者の就労先としては民間企業が多く、知的障害者の就労先は福祉的就労（就労継続支援B型など）が多いという現状があります。

今後は、福祉的就労施設等の整備促進と製品の開発、販売促進及び受注促進の支援を行うことも大切です。

■施策の方向について

（1）福祉的就労施設等の整備促進

障害者の地域生活移行にあわせて、八幡浜市で就労できる環境を整えていくことが大切です。一般就労の場の整備促進を図るとともに、就労継続支援B型や小規模作業所等の福祉的就労の場の整備促進も図っていきます。

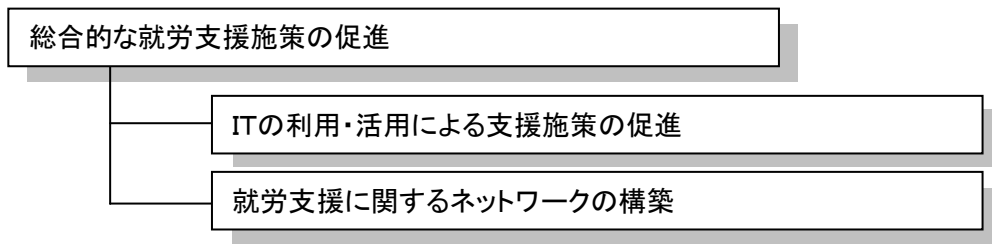
また、地域活動支援センターへの支援を図り、障害者のふれあい・就労の場の整備を進めます。

（2）製品の開発、販路の拡大

福祉的就労への支援を図るため、就労継続支援B型や小規模作業所等の自主製品の開発、販売促進及び受注促進の支援に努めます。

市で調達する物品等については、福祉的就労施設等の指名・選定の機会を増やすよう配慮します。

第3項 総合的な就労支援施策の促進



■現状及び課題について

障害者の就労支援施策を促進するためにも、ITの利用・活用による就労支援施策の促進を図り、在宅においても就労をしていくことのできる環境整備を整えていくことも大切です。また、就労支援に関する機関が連携するため、ネットワークの構築を図ることも大切といえます。

しかし、就労の状況としては福祉施設等から障害者の一般就労への移行は難しく、障害のある人の就労率は依然として低いのが現状です。

今後は、障害のある人の就労の機会の拡大や就労継続を支援する相談支援体制を充実させるとともに、各関係機関との連携を図りながら、企業に対して障害のある人の就労への理解を深めるための啓発も重要な課題となります。

■施策の方向について

(1) ITの利用・活用による就労支援施策の促進

IT技術を活用した就労支援など、障害者が在宅で就労することのできる体制に努めていきます。

また、障害者がITを活用して働くことのできる能力を身につけていくためにも、支援機器等の職業訓練等に努めていきます。

(2) 就労支援に関するネットワークの構築

障害者の就労支援施策を積極的に推進していくためにも、ハローワークや障害福祉施設、ジョブコーチや保健師など、関係機関が連携を図り、各障害者にあった就労支援施策を推進していきます。

そのためにも、障害者就業・生活支援センター「ねっとwork ジョイ」を中心として、就労支援に関する情報交換や施策の検討を行っていくネットワークの構築に努めます。

基本施策6 地域社会への参加促進

第1項 まちづくり・地域づくり活動への参加促進

まちづくり・地域づくり活動への参加促進

広報活動の推進

障害に関する啓発事業の実施

■現状及び課題について

障害をもつ人を含め全ての人が住みなれた地域でともに生活するためには、全ての住民が障害や障害をもつ人のことを十分に理解し、差別や偏見を取り除き、正しい知識と理解を深めていくことが最も重要なことです。

本市ではこれまでも広報紙やインターネットによる情報提供や、各種イベントを実施するなど、啓発活動に取り組んできたことにより、住民の障害者に対する意識は徐々に高まっています。

今後も啓発活動を積極的に推進していくことにより、障害をもつ人も含めた全ての地域住民が互いに理解し合えるような住みよいまちづくりに努めていく必要があります。

■施策の方向について

(1) 広報活動の推進

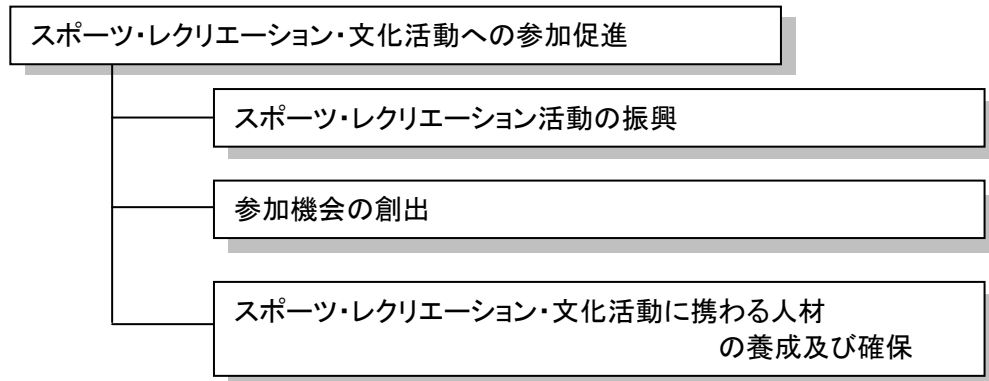
市の広報誌やインターネット等を活用し、障害者団体等の活動を紹介したり、障害及び障害者に関する理解・認識を深めるため、広報活動を推進していきます。

また、障害者の障害程度にあったわかりやすいパンフレットなどの発行に努め、障害に関する情報について入手しやすい体制を整えていきます。

(2) 障害に関する啓発事業の実施

県及び関係機関と連携をとりながら、障害者週間、知的障害福祉月間、精神保健普及運動月間や障害者雇用支援月間等の諸行事、活動を充実し、障害に関する啓発事業を推進していきます。

第2項 スポーツ・レクリエーション・文化活動への参加促進



■現状及び課題について

スポーツは障害者にとって体力の維持・増強のみならず、機能訓練や機能回復という側面からも非常に重要であり、障害者の自立や社会参加を促進し、健康な生活を営むうえで重要な役割にもなっています。

しかしながら、障害のある人の余暇時間の過ごし方の多くは「テレビ・ビデオ」が多く、スポーツ活動や文化活動に参加している人は少なく、障害のある人が余暇活動としてスポーツやレクリエーション等を気軽に楽しめるような環境はまだ整備されていないのが現状だといえます。

障害のある人もない人と同じように気軽に参加することができるような環境づくりのため、諸活動への参加の機会を増やすとともに、スポーツ施設のバリアフリー化など物的整備及びスポーツ指導員の養成など人的整備も今後の課題となります。

■施策の方向について

(1) スポーツ・レクリエーション活動の振興

各障害者団体など関係機関と連携を図り、スポーツ・レクリエーション活動を推進していきます。

推進にあたっては、障害者に配慮したスポーツ・レクリエーション活動を行っていきます。

(2) 参加機会の創出

県や関係機関と連携を図り、障害者が参加しやすいスポーツ・レクリエーション・文化活動の場を提供していきます。

また、障害者に配慮した新しい場を設けるためにも、住民参加による参加機会の創出に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション・文化活動に携わる人材の養成及び確保

スポーツ・レクリエーション・文化活動に携わる人材の育成に努めるため、研修会や講習会を県や関係機関と連携を図り進めていきます。

また、スポーツ・レクリエーション・文化活動に携わる人材を確保し、参加活動の場を広げていくことに努めます。

第3項 交流・ふれあい活動の推進

交流・ふれあい活動の推進

交流・ふれあい活動の推進

■現状及び課題について

近年ボランティアに対する住民の意識が高まり、着実に参加者は増加しています。しかしながら潜在的にボランティア活動に対する参加意識をもちながら、参加するきっかけをつかめないため、実行に移すことのできない人も多く存在すると考えられ、今後はボランティア活動の普及啓発や参加機会の拡充が課題になります。

障害のある人の多くは、地域での当たり前前の生活を望んでおり、通所・通学している障害児・要支援児では、休日等に活動できる仲間や場を求めており、障害のある人との交流やふれあい活動の機会が求められています。

交流・ふれあい活動の推進にとって、重要な役割を担う、ボランティア活動やNPO活動への支援と、人材の確保育成が今後の課題となります。

■施策の方向について

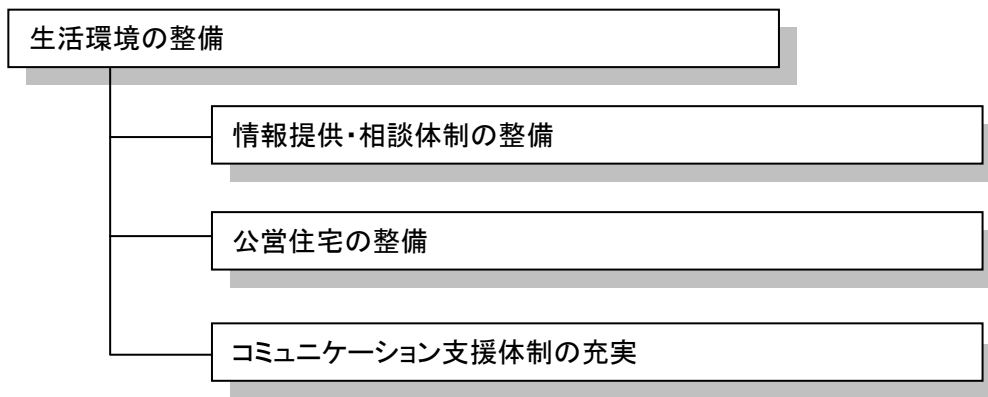
(1) 交流・ふれあい活動の推進

障害者の自主的な社会参加を促進し、地域生活への移行を支援していきます。また、交流・ふれあい活動を推進していくためにも、NPO・ボランティア活動への支援を行うとともに、活動に携わる人材の育成・確保に努めていきます。

市職員をはじめ、障害福祉関係者との交流や意見交換の機会を確保していきます。

基本施策7 あらゆる障壁の解消推進

第1項 生活環境の整備



■現状及び課題について

住宅は日常生活の基盤であり、障害のある人が快適な家庭生活を営むためには、それぞれの障害にあった住宅環境が整備される必要があります。

本市では、障害をもつ人の日常生活が容易になるように住宅の改善整備に向けて、情報提供を行うとともに、関係機関と連携を図ってきました。

障害のある人は、自宅での生活を望んでおり、地域での適切な住まいを確保するための支援が求められているといえます。

今後は、障害のある人の在宅での自立生活の促進と、障害のある人のいる家族の介護負担の軽減を図るため、住宅改造費用の助成制度のさらなる利用啓発に努めるとともに、住宅改造に関する情報提供や相談窓口の充実にも努めるなど、住宅供給に対する働きかけを積極的に行い、個々の障害をもった人の特性やニーズに応じた住まいづくりに努める必要があります。

■施策の方向について

(1) 情報提供・相談体制の整備

住宅環境についての相談支援体制の整備を図り、障害者の住宅環境の整備に努めます。

また、ヘルパー等への住宅環境についての相談内容を取り入れながら、障害者の障害にあった居住支援が行えるよう努めます。

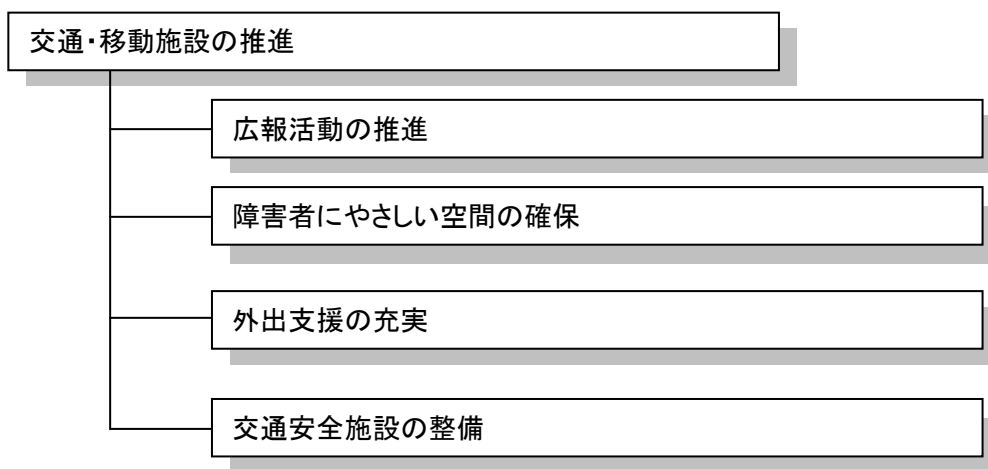
(2) 公営住宅の整備

障害者が安心して暮らしていくことのできる居住の場を確保するため、公営住宅の整備にあたって、ユニバーサルデザインに配慮した住宅整備に努めます。

(3) コミュニケーション支援体制の充実

手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成し、派遣事業の推進を図るとともに、さまざまな場や機会にできる限り手話通訳者を設置し、支援を行っていきます。
また、ボランティア等との連携を図り、点字・朗読・手話・要約筆記等のボランティア育成に努めていきます。

第2項 交通・移動施策の推進



■現状及び課題について

障害のある人が障害のない人と同じように積極的に社会活動に参加するためには、障害をもった一人ひとりに適した移動手段の確保が必要です。また、公共施設等の建物における物理的障壁（バリア）や道路の段差の解消等、障害をもった人にとって社会的阻害要因を取り除き、誰もが安心して利用できる環境の整備も必要です。

本市ではこれまで、歩行が困難な方や車いす利用者を対象に外出支援サービスを実施してきました。また、ハード面については役場や病院など公共施設に車いす使用者用のトイレの設置、歩道には視覚障害者誘導用ブロックの敷設の整備等を行っていますが、いまだ外出環境の整備は十分とはいえません。

外出環境の整備促進にあたっては、地域住民や関係機関との理解と協力のもと、バリアフリーの視点に立ったまちづくりをハードとソフトの両面から積極的に推進していくことが必要です。

■施策の方向について

（1）広報活動の推進

公共施設の設置にあたって、障害者が利用しやすいよう配慮された整備を推進していきます。また、民間事業者が設置する施設についても、県や関係機関と連携を図り、障害者にやさしいまちづくりを広報していきます。

なお、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）に基づき、整備・改善を進めます。

(2) 障害者にやさしい空間の確保

道路などの整備にあたって、歩道の幅員の確保と段差の切り下げ、視覚障害者誘導用ブロック、音声案内設備や案内標識の効果的な設置など、障害者等にやさしい空間の確保に努めます。

(3) 外出支援の充実

障害者が地域で安心して暮らしていくまちづくりを進めるためにも、外出支援の充実を図り、障害者と地域住民との交流・ふれあいの場を増やしていきます。

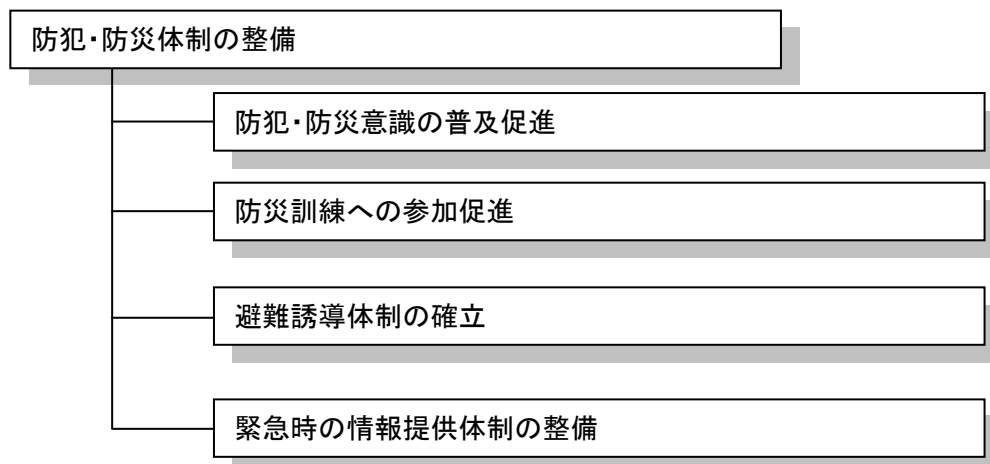
なお、外出支援の充実にあたっては、障害者用に改造された自動車への助成、運転免許取得に対する助成、身体障害者補助犬の給付、ガイドヘルパーの養成・派遣など、移動対策の充実を図ります。

また、地域生活支援事業の移動支援事業の充実を図るため、事業者等との連携を図ります。

(4) 交通安全施設の整備

障害者にやさしく安全な交通環境を整えるため、県や関係機関と連携を図り、障害者に配慮した信号機の整備に努めるとともに、障害特性に対応した見やすくわかりやすい道路標識及び道路標示の整備を図ります。

第3項 防犯・防災体制の整備



■現状及び課題について

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災をはじめ、台風被害など自然災害が頻発していることから、災害時要援護者への支援体制の確立が急務となっています。

障害のある人が住みなれた環境のもとで、安心して生活していくためには、地域における防犯・防災体制が障害のある人に配慮されたものでなければなりません。

本市ではこれまで、防犯・防災に関する意識の啓発や、高齢者や障害をもつ人の安全の確保を図るため、緊急通報システムの設置をするなど、地域ぐるみの総合的な防犯・防災対策の充実を努めてきました。今後は、障害のある人に配慮した防犯・防災体制の一層の充実を図るため、防犯・防災に関する啓発促進に努めるとともに、緊急通報システム装置の普及、災害発生時における避難誘導體制の整備など、きめ細やかな対応が課題となります。

■施策の方向について

(1) 防犯・防災意識の普及促進

障害者が犯罪に巻き込まれないまちづくりを地域住民と行政が協働により進めるとともに、地域防災計画や国民保護計画に基づき、防災意識の普及促進に努めていきます。

とりわけ、近年多発している振り込め詐欺等に対しては、警察と協力して、被害に遭わないよう情報提供や啓発に努めます。

(2) 防災訓練への参加促進

防災訓練等において障害をもつ人の参加を促進し、基礎的な防災意識や防災技術を習得できるよう指導を行い、自主防災体制の確立に努めます。

(3) 避難誘導體制の確立

障害をもつ人の安全を確保するため、災害時要援護者避難支援プランに基づき、地域住民、自主防災組織、関係団体等の協力をえながら、障害者に関する情報の把握や情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導體制の確立に努めます。

(4) 緊急時の情報提供体制の整備

災害の予知及び災害時に迅速に対応できるよう、防災関係機関との連携を密にし、障害をもつ人が安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、ファクシミリやEメール・携帯電話等の情報通信機器の活用を検討する等、通報体制の強化に努めます。

資料編

資料編

●八幡浜市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

●八幡浜市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会名簿